

## 【資料編】

### 1. 福祉用具貸与事業所アンケート調査票

管理者調査票

福祉用具貸与事業所 管理者の方へ

#### 福祉用具サービス計画書の活用と研修受講に関するアンケート

##### I. 貴事業所における福祉用具サービス計画書の活用状況についてお伺いします。

問1 貴事業所における福祉用具貸与サービスの2012年10月1日時点の利用者数について、最もよく当てはまるものを一つ選び、番号に○をつけてください。

1. 30人未満	2. 30～99人	3. 100～199人	4. 200～299人	5. 300～399人	6. 400人以上
----------	-----------	-------------	-------------	-------------	-----------

問2 貴事業所における福祉用具サービス計画書の作成状況として、(1)～(3)について、最もよく当てはまるものをそれぞれ一つずつ選び、番号に○をつけてください。

	9割以上	7～9割未満	5～7割未満	3～5割未満	1～3割未満	1割未満	未作成
(1) 計画書作成が必要な全利用者(2012年10月1日までの貸与及び販売)※	1	2	3	4	5	6	7
(2) 上記のうち、2012年4月以降に契約した新規利用者(貸与及び販売)	1	2	3	4	5	6	7
(3) 上記のうち、2012年3月以前に契約した継続利用者(貸与)	1	2	3	4	5	6	7

※9月末までに解約された利用者も含む。

※以下は、問2の(1)で1～5のいずれかを選んだ方にお伺いします。6を選んだ方は問13にお進みください。

問3 貴事業所では、福祉用具サービス計画書をいつ頃から作成していますか。当てはまるものを一つ選び、番号に○をつけてください。なお、本設問における「福祉用具サービス計画書」とは、利用者の基本情報・福祉用具が必要な理由・福祉用具の利用目標・福祉用具の機種と選定理由、関係者間で共有すべき情報などを記載した事業所の独自書式を含みます。

1. 2009年3月以前より作成開始(ふくせん様式発表前)	2. 2009年4月～2012年3月の間に作成開始(ふくせん様式発表後、義務化前)	3. 2012年4月以降に作成開始
-------------------------------	---	-------------------

※2009年4月に、全国福祉用具専門相談員協会「福祉用具サービス計画書記入様式(ふくせん様式)」が発表されました。

問4 貴事業所では、一人の利用者の福祉用具サービス計画書を作成する際に、複数の福祉用具専門相談員で分担していますか。最もよく当てはまるものを一つ選び、番号に○をつけてください。分担とは、利用者宅を訪問した専門相談員と、計画書作成をする専門相談員を分けている場合や、計画書の欄によって、記載担当を分けている場合を指します。

1. 原則として分担せず、1名で作成している	2. 複数の福祉用具専門相談員で分担して作成している	3. その他( )
------------------------	----------------------------	-----------

問5 貴事業所では、福祉用具サービス計画書に記載する情報を、主にどのような方法で収集していますか。最もよく当てはまるものを一つ選び、番号に○をつけてください。

1. 利用者・家族を訪問して把握する	2. 利用者・家族への電話で把握する	3. ケアプラン等の書面で把握する	4. ケアマネジャーから把握する	5. その他( )
--------------------	--------------------	-------------------	------------------	-----------

問6 貴事業所では、福祉用具サービス計画書をどのようなツールを用いて作成していますか。当てはまるものを一つ選び、番号に○をつけてください。

1. 手書きで作成	2. ワードやエクセルで作成
3. 専用ソフト(文例登録・参照機能あり)で作成	4. 専用ソフト(文例登録・参照機能なし)で作成
※3,4をお選びの方は、ソフトウェアの開発/販売事業者名をご記入ください→( )	
5. その他( )	

問7 貴事業所では、福祉用具サービス計画書についてどのような様式を使用していますか。当てはまるものを一つ選び、番号に○をつけてください。  
また、全国福祉用具専門相談員協会「福祉用具サービス計画書記入様式(以下、ふくせん様式)」をそのまま使用している事業所以外は、どのような項目を追加・削除しているかをご記入ください。

1. ふくせん様式をそのまま使用
2. ふくせん様式の一部項目を追加して使用 ( )
3. ふくせん様式から一部項目を削減して使用 ( )
4. 独自の様式を使用 ( )

問8 【問7で2～4のいずれかを選んだ方にお伺いします】 貴事業所において、「ふくせん様式」を修正して使用、もしくは独自様式を使用している理由をご記入ください。(自由記述)

--

問9 貴事業所では、福祉用具サービス計画書を以下の事業者に渡していますか。(1)～(3)について、最もよく当てはまるものをそれぞれ一つずつ選び、番号に○をつけてください。

(1) 介護支援専門員	1. 必ず渡している	2. 概ね渡している	3. あまり渡していない	4. 渡していない
(2) 訪問介護事業者	1. 必ず渡している	2. 概ね渡している	3. あまり渡していない	4. 渡していない
(3) 他の在宅サービス事業者	1. 必ず渡している	2. 概ね渡している	3. あまり渡していない	4. 渡していない

問10 貴事業所では、利用者・家族への説明以外に、福祉用具サービス計画書をどのような場面で活用していますか。当てはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。

1. 介護支援専門員との情報共有	2. 在宅サービス事業者との情報共有(訪問介護、訪問看護、OT・PT等)
3. 事業所内での引き継ぎ・情報共有	4. サービス担当者会議での説明
5. 事故防止や事故発生時の要因分析	6. その他 ( )

問11 貴事業所では、どの程度の頻度でモニタリングを実施していますか。最もよく当てはまるものを一つ選び、番号に○をつけてください。

1. 1ヶ月に1回程度	2. 2～3ヶ月に1回程度	3. 4～6ヶ月に1回程度
4. 半年～1年間に1回程度	5. 1年間に1回未満	6. 実施していない

問12 貴事業所は、モニタリングの記録を行う際に、どの様式を使用していますか。当てはまるものを一つ選び、番号に○をつけてください。

1. ふくせんが開発した「モニタリングシート」(ふくせん様式)をそのまま使用
2. ふくせん様式の一部項目を追加して使用 ( )
3. ふくせん様式から一部項目を削減して使用 ( )
4. 独自の様式を使用 ( )

## II. 福祉用具サービス計画書に関する効果と問題点についてお伺いします。

問 13 福祉用具サービス計画書を用いることで、どのような効果があると感じていらっしゃいますか。当てはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。なお、未作成の場合は、現時点で考えられる効果を選んでください。

1. 利用者や家族とのコミュニケーションが増えたように感じる
2. 利用者や家族のニーズや意向を把握しやすくなったように感じる
3. 利用者の身体状況や住宅環境に関する事項を確認しやすくなったように感じる
4. 福祉用具の選定根拠を説明しやすくなったように感じる
5. 福祉用具を活用して自分らしい生活を送ることに対する利用者の意欲が高まったように感じる
6. 利用者や家族に対して、使い方や利用上の留意点を説明しやすくなったように感じる
7. 他職種に対して、使い方や利用上の留意点を説明しやすくなったように感じる
8. 介護支援専門員とのコミュニケーションが取りやすくなったように感じる
9. 職場内において、引き継ぎや情報共有が円滑しやすくなったように感じる
10. モニタリング時に必要事項を確認しやすくなったように感じる
11. 商品提案力等のスキルアップにつながったように感じる
12. その他( )
13. いずれの効果も感じていない

問 14 貴事業所において福祉用具サービス計画書を用いる際、どのような問題点があると感じていらっしゃいますか。当てはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。なお、未作成の場合は、現時点で考えられる問題点を選んでください。

1. 記入作業の負担感が大きい
2. 計画書の書き方に不安がある
3. 利用者や家族に対して、計画書の意義があまり浸透しておらず、活用されていない
4. 介護支援専門員や他職種に対して、計画書の意義があまり浸透しておらず、活用されていない
5. 利用者や家族とのコミュニケーションがうまく取れず、作成に必要な情報を十分に収集できない
6. 介護支援専門員からケアプラン等が共有されない
7. 計画書の説明の仕方に不安がある
8. 計画書の内容が不十分で使いにくい
9. その他( )
10. 問題点は特になし

## III. 貴事業所における福祉用具専門相談員の研修の受講状況についてお伺いします。

問 15 貴事業所もしくは貴法人は、従業員である福祉用具専門相談員に対する研修(法人内の複数事業所合同のものも含む)をどの程度実施していますか。最もよく当てはまるものを一つ選び、番号に○をつけてください。

1. 1ヶ月に1回以上	2. 2~3ヶ月に1回程度	3. 4~6ヶ月に1回程度
4. 半年~1年間に1回程度	5. 1年間に1回未満	6. 実施していない

問 16 【問 15 で 1~5 のいずれかを選んだ方にお伺いします】 貴事業所もしくは貴法人における、福祉用具専門相談員に対する研修(法人内の複数事業所合同のものも含む)の内容として当てはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。

1. 福祉用具専門相談員の倫理と法令順守	2. 保健・医療・福祉の仕組み(介護保険制度等)
3. 介護に関する基礎知識および介護技術	4. 生活場面における福祉用具の利用
5. 福祉用具の操作方法	6. 福祉用具の選定相談(アセスメント)技術
7. フィッティング技術	8. コミュニケーション
9. マナー・接遇	10. 最新の商品知識
11. サービス計画書の理解・作成・運用	12. 医学の基礎知識(身体構造・疾病・リハビリテーション等)
13. 認知症への理解	14. 多職種の連携のあり方
15. 住環境に関する知識	16. 苦情・事故対応の方法
17. 虐待の防止と対応	18. 医療機器に関する知識
19. その他 ( )	
20. その他 ( )	

問17 福祉用具専門相談員にとって、今後特に必要と思われる研修内容は何ですか。問16の選択肢の中から、最大3つまで選び、数字をご記入ください。

--	--	--

問18 貴事業所もしくは貴法人では、福祉用具専門相談員のスキルアップを支援するための取り組みを行っていますか。当てはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。

1. 事業所全体の研修の計画的な実施	2. 個人別研修の計画的な実施	3. 事例検討
4. 他法人の事業所と共同での教育・研修等の実施	5. メーカー等による商品説明の機会の提供	6. その他 ( )

問19 貴事業所もしくは貴法人では、福祉用具専門相談員が外部の研修を受講する際に、何らかの支援を行っていますか。(1)～(4)について、最もよく当てはまるものをそれぞれ一つずつ選び、番号に○をつけてください。

(1) 時間について	1. 業務扱いとしている	2. 業務扱いしていない	
(2) 費用について	1. 全額を事業所で負担	2. 一部を事業所で負担	3. 事業所からの費用負担なし
(3) 受講実績について	1. 実績を人事評価に反映している	2. 実績を人事評価に反映していない	
(4) 研修情報について	1. 研修情報を職員に紹介している	2. 紹介は行ってない	

#### IV. 貴事業所の事業概要についてお伺いします。

(以下については、各設問の選択肢の中から当てはまるものを一つ選び○をつけてください。またカッコには数字、もしくは都道府県名を記入してください。)

問20 法人の種別	1. 株式会社	2. 有限会社	3. 社会福祉法人	4. 特定非営利活動法人	5. その他
問21 法人の福祉用具販売・レンタル等事業開始年	西暦 ( )年				
問22 法人の日本福祉用具供給協会の所属状況	1. 所属している	2. 所属していない			
問23 法人の福祉用具貸与サービス事業所数	1. 1カ所 (貴事業所のみ)	2. 2カ所	3. 3～5カ所	4. 6～9カ所	5. 10カ所以上
問24 事業所の所在地 (都道府県名)	( )都・道・府・県				
問25 事業所の所在地 (市町村の人口規模)	1. 30万人以上	2. 10万人以上30万人未満	3. 5万人以上10万人未満	4. 1万人以上5万人未満	5. 1万人未満
問26 事業所の併設サービス	1. 特定福祉用具販売	2. 保険外用具販売・レンタル	3. 住宅改修	4. 居宅介護支援事業	5. 訪問介護
	6. 上記以外の在宅サービス	7. 施設系サービス	8. その他( )		
問27 事業所におけるレンタル卸の使用状況	1. 使用なし(全て自社保有)	2. 一部の商品で使用	3. 全商品で使用		
問28 事業所の従業員数	従業員数 ( )人			福祉用具専門相談員 ( )人	
問29 事業所の福祉用具専門相談員の資格保有等の状況	福祉用具選定士 ( )人		介護支援専門員 ( )人		
	福祉用具プランナー ( )人		訪問介護員養成研修2級修了( )人		
	福祉住環境コーディネーター2級 ( )人		その他 [ ] ( )人		

以上で、設問は終わりです。お忙しい中、ご協力いただきまして、まことにありがとうございました。  
**管理者調査票は、福祉用具専門相談員調査票と併せて、同封の返信用封筒(長3サイズ)に入れ、  
 10月31日(水)までにご投函くださいませ。**

<本件に関するお問合せ先> (社)全国福祉用具専門相談員協会 事務局 小野崎、柳田、永井、楓  
 TEL 03-3443-0011(小野崎) FAX 03-3443-8800

福祉用具専門相談員の方へ

**福祉用具サービス計画書の活用と研修受講に関するアンケート(福祉用具専門相談員)**

**I. 福祉用具サービス計画書について**

問1 あなたは、2012年4～9月の半年間に、何件程度の福祉用具サービス計画書を作成しましたか。新規・継続含めた累計件数について最もよく当てはまるものを一つ選び、番号に○をつけてください。

1. 0件	2. 1～9件	3. 10～29件	4. 30～49件
5. 50～99件	6. 100～199件	7. 200～299件	8. 300件以上

問2 【問1で2～8のいずれかを選んだ方にお伺いします】 あなたは、福祉用具サービス計画書を記入するのに、どのくらいの時間をかけていますか。一人の利用者のサービス計画書を新規で記入するのに要する平均的な時間について、最もよく当てはまるものを一つ選び、番号に○をつけてください。

1. 15分未満	2. 15分以上30分未満	3. 30分以上1時間未満	4. 1時間以上2時間未満
5. 2時間以上3時間未満	6. 3時間以上4時間未満	7. 4時間以上5時間未満	8. 5時間以上

問3 福祉用具サービス計画書を用いることで、どのような効果があると感じていらっしゃいますか。当てはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。なお、作成したことがない場合は、現時点で考えられる効果を選んでください。

14.利用者や家族とのコミュニケーションが増えたように感じる
15.利用者や家族のニーズや意向を把握しやすくなったように感じる
16.利用者の身体状況や住宅環境に関する事項を確認しやすくなったように感じる
17.福祉用具の選定根拠を説明しやすくなったように感じる
18.福祉用具を活用して自分らしい生活を送ることに對する利用者の意欲が高まったように感じる
19.利用者や家族に対して、使い方や利用上の留意点を説明しやすくなったように感じる
20.他職種に対して、使い方や利用上の留意点を説明しやすくなったように感じる
21.介護支援専門員とのコミュニケーションが取りやすくなったように感じる
22.職場内において、引き継ぎや情報共有が行いやすくなったように感じる
23.モニタリング時に必要事項を確認しやすくなったように感じる
24.商品提案力等のスキルアップにつながったように感じる
25.その他( )
26.いずれの効果も感じていない

問4 福祉用具サービス計画書を用いる際、どのような問題点があると感じていらっしゃいますか。当てはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。なお、作成したことがない場合は、現時点で考えられる課題を選んでください。

11.記入作業の負担感が大きい
12.計画書の書き方に不安がある
13.利用者や家族に対して、計画書の意義があまり浸透しておらず、活用されていない
14.介護支援専門員や他職種に対して、計画書の意義があまり浸透しておらず、活用されていない
15.利用者や家族とのコミュニケーションがうまく取れず、作成に必要な情報を十分に収集できない
16.介護支援専門員からケアプラン等が共有されない
17.計画書の説明の仕方に不安がある
18.計画書の内容が不十分で使いにくい
19.その他( )
20.問題点は特にない

## II. 研修の受講状況についてお伺いします。

問5 以下の表に示した研修・活動に参加したことがありますか。参加したことがある研修・活動として当てはまるものをすべて選び、「参加したことがある」の欄に○をつけて、参加年を記入してください。また今後参加したい研修・活動として当てはまるものをすべて選び、「今後参加したい」の欄に○をつけてください。

**【留意点】**  
 ・長期間の研修に参加中の場合、「参加したことがある」に○をつけてください。ただし、途中離脱したものは除きます。  
 ・参加年は、研修期間が複数年にまたがる場合、修了時点を記入してください。また複数回参加したことがある場合、直近の参加分について記入してください。

研修及び活動項目（カッコ内は主な実施機関）	参加したことがある		今後参加したい
	参加年 (西暦)		
<b>【研修について】</b>			
(1) 福祉用具供給事業者現任研修（シルバーサービス振興会）		年	
(2) 福祉用具選定士認定研修（日本福祉用具供給協会）		年	
(3) 可搬型階段昇降機安全指導員研修（テクノエイド協会、介護実習・普及センター等）		年	
(4) リフトリーダー養成研修（テクノエイド協会、リフトリーダー養成研修実施機関）		年	
(5) 福祉用具プランナー研修（テクノエイド協会、介護実習・普及センター、教育機関等）		年	
(6) 福祉用具プランナー管理指導者養成研修（テクノエイド協会、国際医療福祉大学大学院）		年	
(7) 車いす安全整備士（日本福祉用具評価センター）		年	
(8) 「個人情報保護」実践eラーニング研修（シルバーサービス振興会）		年	
(9) 介護保険にかかわる住宅改修事業者研修（シルバーサービス振興会、各地の振興組織）		年	
(10) 車いす SIG 講習会（日本リハビリテーション工学協会）		年	
(11) 車椅子・シーティング基礎講習会（日本車椅子シーティング協会）		年	
(12) シーティングエンジニア養成講習会（日本車椅子シーティング協会）		年	
(13) オムツフィッター研修1級・2級・3級（株式会社いせつ総合研究所）			
(14) 普及研修リーダー養成研修（全国福祉用具専門相談員協会）		年	
(15) 地域におけるケアマネジャーと福祉用具専門相談員合同研修		年	
(16) 訪問介護員と福祉用具専門相談員の連携研修（全国福祉用具専門相談員協会）		年	
(17) 訪問介護員養成研修2級課程（養成機関等）		年	
(18) 認知症サポーター養成講座（自治体等）		年	
<b>【活動について】</b>			
(19) 福祉用具専門相談員実力ランキングテストへの参加		年	
(20) 福祉住環境コーディネーター1級（東京商工会議所）※合格した級に○		年	
(21) 福祉住環境コーディネーター2級（東京商工会議所）※合格した級に○		年	
(22) 福祉住環境コーディネーター3級（東京商工会議所）※合格した級に○		年	
(23) 福祉用具メーカー等による商品説明会、展示会(HCR等)への参加		年	
(24) 研修等の講師		年	
(25) 学会への参加(「リハビリテーション工学」カンファレンス等)		年	
(26) 学会発表や雑誌などの執筆		年	

問6 問5に示した研修・活動以外に、福祉用具専門相談員としてのスキルアップのために参加したことがある(ただし途中離脱のものを除く)研修・活動があれば、以下の欄に名称、対象、実施主体、開催場所(都道府県)を記入してください。

**【留意点】**

- ・過去5年以内に参加した研修・活動についてご回答ください。福祉用具専門相談員指定講習(40時間)は除きます。
- ・研修・活動の名称は、正式名称が分からない場合、略称でも結構です。
- ・対象は、福祉用具専門相談員を主な対象とした研修は「1.相談員」、福祉用具専門相談員に限らず介護職全般を対象とした研修は「2.介護職全般」を選択し、○をつけてください。
- ・実施主体(法人種別)は、以下を参照して、当てはまるものに○をつけてください。
  - 1.自治体等・・・自治体、地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域の多職種の職能団体
  - 2.関係団体・・・介護実習・普及センター、福祉用具関係団体
  - 3.教育機関・・・教育・養成機関
  - 4.その他・・・上記以外

研修・活動の名称	対象	実施主体名	実施主体(法人種別)	都道府県
	1.相談員 2.介護職全般		1.自治体等 2.関係団体 3.教育機関 4.その他	
	1.相談員 2.介護職全般		1.自治体等 2.関係団体 3.教育機関 4.その他	
	1.相談員 2.介護職全般		1.自治体等 2.関係団体 3.教育機関 4.その他	
	1.相談員 2.介護職全般		1.自治体等 2.関係団体 3.教育機関 4.その他	
	1.相談員 2.介護職全般		1.自治体等 2.関係団体 3.教育機関 4.その他	

### Ⅲ. 研修に関する期待や課題についてお伺いします。

問7 福祉用具専門相談員の業務を行う上で、特にどのような知識・技術が重要だと感じていらっしゃいますか。(1)～(18)のそれぞれについて、当てはまるものを一つずつ選び、番号に○をつけてください。また、他に重要だと考える知識・技術があれば、(19)～(21)に記入してください。

	非常に重要	重要	一定必要	最低限
(1) 福祉用具専門相談員の倫理と法令順守	1	2	3	4
(2) 保健・医療・福祉の仕組み(介護保険制度等)	1	2	3	4
(3) 介護に関する基礎知識および介護技術	1	2	3	4
(4) 生活場面における福祉用具の利用	1	2	3	4
(5) 福祉用具の操作方法	1	2	3	4
(6) 福祉用具の選定相談(アセスメント)技術	1	2	3	4
(7) フィッティング技術	1	2	3	4
(8) コミュニケーション	1	2	3	4
(9) マナー・接遇	1	2	3	4
(10) 最新の商品知識	1	2	3	4
(11) サービス計画書の作成・運用	1	2	3	4
(12) 医学の基礎知識(身体構造・疾病・リハビリテーション等)	1	2	3	4
(13) 認知症への理解	1	2	3	4
(14) 多職種の連携のあり方	1	2	3	4
(15) 住環境に関する知識	1	2	3	4
(16) 苦情・事故処理の方法	1	2	3	4
(17) 虐待の防止と対応	1	2	3	4
(18) 医療機器に関する知識	1	2	3	4
(19) その他( )	1	2	3	4
(20) その他( )	1	2	3	4
(21) その他( )	1	2	3	4

問8 あなたは、福祉用具サービス計画書に関する研修(サービス計画書の様式や記入方法等)を受講したことがありますか。また、今後受講したいと思  
いますか。(1)～(3)について当てはまるものを選び、番号に○をつけてください。

(1)受講経験 (一つ選び○)	1. 受講したことがある	2. 受講したことがない
(2)今後の受講意向 (一つ選び○)	1. また受講したい/受講してみたい	2. 受講したいと思わない
(3)研修で取り上げてほしい内容 (すべて選 び○)	1. 身体状況や介護環境の記入方法	2. 利用目標の記入方法
	3. 選定理由の記入方法	4. 利用上の留意点の記入方法
	5. 計画書の説明の仕方	6. 計画書の活用の工夫
	7. その他( )	

問9 外部の研修を受講する上で、どのようなことを課題として感じていらっしゃいますか。当てはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。

1. 時間を確保しにくい	2. 費用負担が大きい	3. 開催場所が遠い	4. 受講したい研修が無い
5. 研修情報を得にくい	6. スキルアップに役立たない と思う	7. 必要性を感じない	8. 特に無し
9. その他( )			

問10 スキルアップに対する事業所としての支援に関して、今後実施してほしい、もしくは強化してほしい取り組みとして、当てはまるものをすべて選び、  
番号に○をつけてください。

7. 事業所全体の研修の計画的な実施	8. 個人別研修の計画的な実施	9. 事例検討
10. 他事業所(自法人以外)と共同での教 育、研修等の実施	11. メーカー等による商品説明の機会の 提供	12. その他 ( )

#### IV. お答えいただいた方の業務状況についてお伺いします。

問11 福祉用具専門相談員としての業務 年数 (数字を記入)	( )年				
問12 性別 (一つ選び○)	1. 男性		2. 女性		
問13 年齢 (一つ選び○)	1. 20代以下	2. 30代	3. 40代	4. 50代	5. 60代以上
問14 全国福祉用具専門相談員協会へ の入会状況	1. 入会している		2. 入会していない		

以上で、設問は終わりです。お忙しい中、ご協力いただきまして、まことにありがとうございました。  
調査票は同封の封筒(長4サイズ)に入れ、管理者の方にお渡しください。

<本件に関するお問合せ先>

(社)全国福祉用具専門相談員協会 事務局 小野崎、柳田、永井、楓  
TEL 03-3443-0011(小野崎) FAX 03-3443-8800  
onozaki.toru@zfssk.com(小野崎)

## 2. 研修ポイント制度におけるカリキュラム

領域	科目	到達目標(行動目標)	含むべき事項(例)	(参考キーワード)
1. 職業倫理と社会制度に関する領域	①福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	利用者の尊厳を支える専門職として、倫理と責務に基づいて行動できる。	福祉用具専門相談員の役割 職業倫理	介護保険制度を担う専門職の一人、キャリアパス、資格要件 人権擁護、法令順守、秘密保持義務、接遇・マナー、福祉用具貸与・販売事業の基本方針、福祉用具の研究開発・普及の促進
	②高齢者・障害者の保健・福祉に関連した法律・制度	介護保険をはじめとした法律・制度の目的としくみを理解し、担い手の一員としての自覚を持って業務を行える。	社会福祉 高齢者福祉 介護保険制度の考え方としくみ 障害者自立支援制度の考え方としくみ 個人の権利を守る制度の考え方とし 保健医療福祉に関する制度の考え方としくみ	社会保障制度 老人福祉法、老人保健法 介護保険法、介護保険制度の目的・しくみ、介護サービスの種類と内容、地域包括ケアシステム 障害者自立支援法、障害者自立支援制度の目的・しくみ、 個人情報保護法、成年後見制度、消費者保護法、高齢者虐待防止法 高齢者保健医療制度、生活保護制度
	③福祉用具の意義と供給のしくみ	福祉用具の意味と、介護保険制度・障害者自立支援制度における位置づけ、福祉用具供給のしくみを理解し、利用者・家族に正確に説明できる。	福祉用具の定義 介護保険制度における福祉用具 障害者自立支援制度における福祉用具 福祉用具の役割	福祉用具、日用品、福祉用具分類、標準化、医療機器との違い 介護保険制度における福祉用具の定義（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、住宅改修、給付範囲、告示と解釈通知 補装具、日常生活用具給付等事業、日常生活用具 身体機能の補完・代償、自立度の向上、介護の軽減・省力化、オーファンプロダクツ、ユニバーサルデザイン 福祉用具供給プロセス、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律、消費者契約法、市場動向、在庫管理
	④介護サービスにおける視点	自立支援や介護予防、ケアマネジメントの考え方に基づいて、利用者の生活の質の向上に資するサービスを提供できる。	福祉用具供給のしくみ 介護の目的、機能、基本原則 ケアマネジメントの考え方	介護の目的、機能、基本原則 ケアマネジメントの考え方

領域	科目	到達目標(行動目標)	含むべき事項(例)	(参考キーワード)
2. 利用者の生活・介護・医療に関する領域	①生活の理解と支援	生活の個別性を踏まえ、各利用者の日常生活活動や基本動作の特徴を把握することができる。	高齢者等の暮らし 家族や地域の役割 日常生活活動(ADL) 生活における基本動作	生活の個別性、生活のみる、生活リズム、生活習慣、社会活動・余暇活動 家族の役割、家族形態、家族観の多様化、コミュニティ、都市化、過疎化、町会・自治会、民生委員 日常生活活動(食事、排泄、更衣、整容、入浴、移動、移乗、コミュニケーション)の意義、内容、動作要素 動作の仕組み(重心、支持基底面、重心線、基本動作の種類(寝返り、起き上がり、座位、立ち上がり、座り、立位、またぎ、歩行、階段昇降) 各器官系に関する基礎知識(骨格系等)、バイタルサイン(体温、呼吸、脈拍、血圧)
		人体の基本構造	人体の個別性に関する基礎知識(骨格系等)、バイタルサイン(体温、呼吸、脈拍、血圧)	各器官系に関する基礎知識(骨格系等)、バイタルサイン(体温、呼吸、脈拍、血圧)
		老化に伴う心身の変化	老化に伴う心身の変化	老年期の心身機能の変化、心理を理解する基本的視点(生涯発達、適応、個別性、喪失感)、老年期の日常生活上の留意点
		高齢者の疾病	高齢者の疾病	主な疾病の種類、薬の効能と副作用
		ICF(国際生活機能分類)の考え方	ICF(国際生活機能分類)の考え方	生活機能、機能障害、活動制限、参加制約、健康状態、環境因子、個人因子
		障害に伴う心身の特徴	障害に伴う心身の特徴	障害の種類と特性、障害のある人の心理(障害の受容、適応)、障害に伴う心身機能の変化
		生活場面ごとの介護技術	生活場面ごとの介護技術	食事、排泄、更衣、整容、入浴、移動、移乗、コミュニケーション等に関する介護技術
		終末期の介護	終末期の介護	ターミナルケア、看取り、緩和ケア、快適・安楽な環境づくり、家族への配慮
		介助者の負担軽減	介助者の負担軽減	腰痛予防、ボディメカニクス
		リハビリテーションの概要	リハビリテーションの概要	リハビリテーションの考え方、種類(医学的、教育的、職業、職業、社会、地域)、機能訓練、関節可動域
リハビリテーション専門職との連携	リハビリテーション専門職との連携	OT/PT/STとの連携		
認知症の概念	認知症の概念	認知症の定義、原因疾患、中核症状、周辺症状(BPSD)、認知的世界の理解		
生活行為の特徴と対応	生活行為の特徴と対応	認知症ケアの視点(バーンセンタードケア)、変化や刺激の少ない環境づくり、徘徊・失禁・不潔行為・火の不始末等への対応と事故防止		
住環境の特性	住環境の特性	住宅構造、間取り、所有形態、設備、ライフスタイル		
介護保険制度における住宅改修	介護保険制度における住宅改修	住宅改修の範囲		
住まいの整備のための基本技術	住まいの整備のための基本技術	段差、手すり、建具、幅・スペース、家具・収納、色彩・照明・インテリア、冷暖房、非常時の対応、維持管理		

領域	科目	到達目標(行動目標)	含むべき事項(例)	(参考キーワード)
3. コミュニケーションに関する領域	①コミュニケーション	サービス提供において関わりを持つ人(利用者・家族、他職種等)の心理や状況に応じて適切な意思疎通を行うことができる。	コミュニケーションの基礎 基本的なコミュニケーション技術 利用者・家族とのコミュニケーション 疾病・障害に応じたコミュニケーション技術	コミュニケーションの意義、言語的コミュニケーション、非言語的コミュニケーション、自己覚知、他者理解、信頼関係(ラポール) 受容、傾聴、共感、支持、気づき、洞察、対人距離、ロールプレイング 利用者の意向、家族の意向、意向の調整 言語障害・視覚障害・聴覚障害・知的障害・精神障害・認知症等に応じたコミュニケーション技術
	②マナー・接遇	サービス提供において関わりを持つ人(利用者・家族、他職種等)からの信頼や満足度の向上につながる、適切なマナー・接遇を実践できる。	マナー・接遇に関する知識・技術	挨拶、身だしなみ、表情、態度、手紙・メール・電話等のマナー、言葉遣い、敬語、居宅訪問、企業訪問
	③相談援助技術	福祉用具の選定をはじめとした利用者との関わりにおいて、利用者のニーズを引き出し、解決を援助できる。	相談援助の視点 相談援助の方法 相談面接技術	相談援助の目的、ソーシャルワーク、ケースワーク、受容、個別化、自己決定、援助関係、バイステックの7つの原理 説明と同意(インフォームド・コンセント)、気づきの促し 傾聴技法、観察技法、質問技法、うなずき、言い換え、要約、明確化、感情の反映
	④指導・スーパーバイズ	効率的な業務運営や後進の福祉用具専門相談員に対する指導を行い、専門職としての成長を支援できる。	スーパーバイジョンの基本 管理的スーパーバイジョン 教育的スーパーバイジョン 支持的スーパーバイジョン	スーパーバイザーの役割、スーパーバイザーに求められる姿勢、実施形態(個別、ライブ、グループ、ピア) 意思決定、業務遂行、情報共有、組織内のコミュニケーション 能力開発、OJT、職業能力開発計画、評価手法、指導手順、事例検討、学習の動機づけ 自己覚知、自己実現、自己研鑽、リーダーシップ、バーンアウト防止

領域	科目	到達目標(行動目標)	含むべき事項(例)	(参考キーワード)
4. 福祉用具の選定と利用支援に関する領域	①福祉用具支援プロセス	各利用者のニーズに応じて、効果的な福祉用具支援のプロセスを考え、それを実践・評価できる。	福祉用具支援プロセスの意義 福祉用具支援プロセスの展開	福祉用具支援に必要な思考過程、客観性、科学的な根拠、PDCAサイクル(計画、実施、評価、改善)の意義 情報収集・分析(アセスメント)、福祉用具の選定、福祉用具サービス計画書の作成、適合・使用方法の説明、モニタリング
	②利用者のニーズに応じた福祉用具選定の視点	情報収集・分析に基づいて利用者のニーズを明らかにし、心身状況・家庭環境に適した福祉用具を選定できる。	情報収集・分析(アセスメント)の考え方 種目・機種選定の考え方	生活目標、生活上の課題、観察技法、アセスメント項目(身体・健康状況、ADL/IADL、介護状況、家庭環境、生活パターン、経済状況)、ニーズの明確化、背景・要因の分析 支援方法の種類(福祉用具貸与、福祉用具購入、住宅改修、介護保険外サービス利用)、行為全体の流れを考えた動作方法・用具選択・環境整備、使用目的の明確化(自立支援、介護負担の軽減)
	③福祉用具サービス計画書の作成	利用者のニーズに基づいて、福祉用具の使用目的と手順を想定し、福祉用具サービス計画書を作成できる。	福祉用具サービス計画書の意義と作成方法 福祉用具サービス計画書の運用方法	ケアプランと福祉用具サービス計画書の関係、福祉用具利用目標、記録の意義・目的、エビデンス、専門用語の言い換え 利用者・家族への説明、介護支援専門員や他職種との情報共有、事故防止・対策
	④多職種との連携	多職種間でのケアの目標の共有、円滑な役割分担・情報共有に基づいて、自らの役割を遂行できる。	チームアプローチの考え方 具体的な連携方法	チームアプローチ、チームケア、介護に関わる職種の種類と役割、非医師行為、地域包括支援センター、情報共有、信頼関係 ケースカンファレンス、サービス担当者会議、報告・連絡・相談の方法と留意点
	⑤モニタリングの視点	福祉用具サービス計画書に基づいた福祉用具の利用状況の確認を通じて、利用者の変化を把握することができる。	モニタリングの意義 モニタリングの実施方法	利用者と福祉用具のマッチング、変化の把握、目標達成の検証、信頼関係の構築、事故防止 利用者の変化(身体状況、生活状況、気持、家族状況)の確認、モニタリングの記録(モニタリングシートでの作成)、介護支援専門員への報告
	⑥福祉用具の整備技術	福祉用具を安全で利用者に適合した最良の状態で使用し続けるための点検・メンテナンス、消毒を行う。	点検・メンテナンス 消毒	構造、部品の種類、部品交換、点検・調整方法、工具・計測機器の使用方法、不具合事例 消毒の意義、理学的殺菌(熱、紫外線等)、科学的殺菌(酸化エチレン、ホルムアルデヒド等)、消毒済み福祉用具の保管方法、作業従事者の安全管理
	⑦安全の確保と事故防止	福祉用具支援において想定されるリスクをあらかじめ予測し、事故の予防、発生時の迅速な対応に向けた体制を構築できる。	事故対応・事故予防 苦情処理対応	リスクの種類(事故、ひやりはつと、故障、苦情)、発生要因、事故対応の流れ、消費生活用製品安全法、重大製品事故、損害賠償責任、製造物責任法(PL法) 苦情の種類、苦情の影響、苦情処理の視点、対応方法、業務改善

領域	科目	到達目標(行動目標)	含むべき事項(例)	(参考キーワード)
5. 個別福祉用具の知識・技術に関する領域	①起居関連連用具に関する知識	起居動作(起き上がる、座る等)を楽に安全に行うための寝具・補助用具の特徴を理解し、生活動線の確保や快適な室内環境の維持に資する用具の選定・適合ができる。	起居関連連用具の特徴 起居関連連用具に関する選定・適合技術 起居関連連用具の整備・使用方法	起居関連連用具(特殊寝台、立ち上がり補助器等)の機能、構造、種類 起居動作(起き上がる、座る、立ち上がる等)、水平感覚、生活動線、麻痺側、方角、起居の介助方法(脚上げ、背上げ、寝返り)、落下防止 起居関連連用具の組み立て・整備・使用方法、利用上の留意点
	②移乗関連連用具に関する知識	移乗動作(乗り移り)を楽に安全に行うための移動用リフト・体位変換器等の特徴を理解し、利用者や介助者の身体的負担の軽減に資する用具の選定・適合ができる。	移乗関連連用具の特徴 移乗関連連用具に関する選定・適合技術 移乗関連連用具の整備・使用方法	移乗関連連用具(移動用リフト、体位変換器、移乗ボード等)の機能、構造、種類 移乗動作(ベッドから車いすに移る等)、移乗環境、高低差、座面高、座位保持、吊り具、姿勢調整、塵埃防止 移乗関連連用具の組み立て・整備・使用方法、利用上の留意点
	③移動関連連用具に関する知識	移動動作(歩く、階段を上がる等)を楽に安全に行うための車いす・歩行器・手すり等の特徴を理解し、生活動線や外出機会の確保に資する用具の選定・適合ができる。	移動関連連用具の特徴 移動関連連用具に関する選定・適合技術 移動関連連用具の整備・使用方法	移動関連連用具(車いす、歩行器、手すり等)の機能、構造、種類 移動動作(歩く、階段を上がる、段差をこえる等)、車いす座位、体圧分散、生活動線、麻痺側、歩行姿勢、介助方法(車いす移乗)、姿勢保持 移動関連連用具の組み立て・整備・使用方法、利用上の留意点
	④床ずれ防止関連連用具に関する知識	床ずれ(褥瘡)の発生を防ぐための体圧分散寝具等の特徴を理解し、生活意欲の向上に資する用具の選定・適合ができる。	床ずれ防止関連連用具の特徴 床ずれ防止関連連用具に関する選定・適合技術 床ずれ防止関連連用具の整備・使用方法	床ずれ防止関連連用具(体圧分散寝具等)の機能、構造、種類 床ずれ(褥瘡)、発生要因、全身管理、局所管理、体圧分散、体圧管理、体位管理、姿勢保持、ポジショニング 床ずれ防止関連連用具の組み立て・整備・使用方法、利用上の留意点
	⑤排泄関連連用具に関する知識	排泄動作や排泄障害に対応する排泄用具の特徴を理解し、専断保持や衛生保持、介助者の負担軽減に資する用具の選定・適合ができる。	排泄関連連用具の特徴 排泄関連連用具に関する選定・適合技術 排泄関連連用具の整備・使用方法	排泄関連連用具(腰掛便座、特殊尿器等)の機能、構造、種類 排泄動作(トイレに移動する、下着をおろす、後始末をする等)、排泄障害、便・尿意、昼夜の運び、生活習慣、廃用症候群の予防 排泄関連連用具の組み立て・整備・使用方法、利用上の留意点
	⑥入浴関連連用具に関する知識	入浴動作を楽に安全に行うための入浴補助道具等の特徴を理解し、安全で快適な入浴機会の確保に資する用具の選定・適合ができる。	入浴関連連用具の特徴 入浴関連連用具に関する選定・適合技術 入浴関連連用具の整備・使用方法	入浴関連連用具の特徴の機能、構造、種類 入浴動作(服を脱ぐ、身体を洗う、浴槽をまたぐ等)、脱衣所と浴室の温度差、段差解消 入浴関連連用具の組み立て・整備・使用方法、利用上の留意点

領域	科目	到達目標(行動目標)	含むべき事項(例)	(参考キーワード)
5. 個別福祉用具の知識・技術に関する領域(続き)	⑦食事・更衣・整容関連用具に関する知識	食事・更衣・整容関連用具の特徴を理解し、生活文化・習慣に根差した活動を促す用具の選定・適合ができる。	食事・更衣・整容関連用具の特徴 食事・更衣・整容関連用具に関する選定・適合技術 食事・更衣・整容関連用具の整備・使用方法	食事・更衣・整容関連用具(食器、衣服、歯ブラシ等)の機能、構造、種類 食事動作(調理する、切り分ける、食べる等)、更衣動作(固定する、整える等)、整容動作(姿勢の保持、関節運動等)、自助具
	⑧コミュニケーション・社会参加関連用具に関する知識	コミュニケーション・社会参加関連用具の特徴を理解し、障害に応じたコミュニケーション・社会参加を促す用具の選定・適合ができる。	コミュニケーション・社会参加関連用具の特徴 コミュニケーション・社会参加関連用具に関する選定・適合技術 コミュニケーション・社会参加関連用具の整備・使用方法	コミュニケーション・社会参加関連用具(点字関係、パソコン関係、補聴器、環境制御装置等)の機能、構造、種類 触覚の活用、点字、聴覚の活用 コミュニケーション・社会参加関連用具の組み立て、整備・使用方法、利用上の留意点
	⑨その他の福祉用具に関する知識	上記以外の福祉用具の特徴を理解し、対象とする動作・介助の負担軽減等に資する用具の利用を支援できる。	その他の福祉用具の特徴 その他の福祉用具に関する選定・適合技術 その他の福祉用具の整備・使用方法	その他の福祉用具の機能、構造、種類 福祉用具が対象とする動作と介助方法、接触する身体部位 その他の福祉用具の組み立て、整備・使用方法、利用上の留意点

# 🎪 HCR出展社ワークショップ

## 「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度の構築」

職業能力の開発・向上、個人が適切に評価される仕組みづくりを目指して

**日時**

9月26日（水）11:30～12:30

**場所**

東京ビッグサイト（HCR）

出展社プレゼンテーション会場 A

この4月の「福祉用具サービス計画」義務化に伴い、すべての福祉用具専門相談員には、利用者へのアセスメントと目標設定、サービス選定理由の明確化、モニタリングによる計画の見直しなど、福祉用具における専門職としての職業能力が求められるようになりました。そして、これらの能力を形成していくためには、職場内でのOJTはもとより、職場外で行われる集合研修等への参加により、必要な知識、技術を効率的に獲得していくことが望まれます。そこで本会では、福祉用具専門相談員が、自主的に研修に参加することを促し、そのような姿勢をもつ個人が評価される仕組みをつくるため、厚生労働省の助成を受けて、「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」の開発を進めています。同制度は来年度から本格的にスタートしますが、本企画では、制度設計に携わる識者を招き、開発の方向性を語ってもらうとともに、福祉用具専門相談員の職業能力のあり方を検討するものです。

コーディネーター

白澤 政和 氏（桜美林大学大学院老年学研究科教授）

スピーカー

市川 洵 氏（福祉技術研究所株式会社代表取締役）

佐藤 大介 氏（サトウ株式会社代表取締役社長）

山下 一平 氏（一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会理事長）

吉井 智晴 氏（公益社団法人日本理学療法士協会理事）

渡邊 慎一 氏（一般社団法人神奈川県作業療法士協会会長）

参加  
無料

事前申込  
なし

### HCR・ふくせんブースのご案内（ブース番号1-04-04）

「福祉用具サービス計画」などの説明のほか、ふくせんの活動を紹介するブースです。会場にお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。

＜開設期間＞ 平成24年9月26日（水）～9月28日（金） 10時～17時

＜展示内容＞

相談員による記入の説明／ふくせん活動を紹介するパネル／賛助会員のカタログ提供 など

ブースでは、会員をはじめ関係者の皆様に「福祉用具サービス計画書」に関する意見交換や会員同士交流できる場を提供します。

本事業は、厚生労働省の平成24年度老人保健健康増進等事業の助成を受けた、「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」の一環として開催いたします。



## 参加募集「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」 普及啓発シンポジウム & タウンミーティング

福祉用具専門相談員が、ご利用者に質の高い福祉用具サービスを継続的に提供していくためには、新たに開発される福祉用具の機能・活用方法や、これらを使った援助・指導技術はもとより、選定・相談、アセスメント、計画作成、モニタリング技術の習得など、職業生活の全期間にわたって、個人が自主的に職業能力の開発、向上に努めていく必要があります。

そこで本会では、福祉用具専門相談員の研修の受講実績に応じてポイントを付与し、その情報を管理、公開する仕組みとして、公費助成を受けて「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」の開発を進めています。この制度は、福祉用具専門相談員の研修受講を促し、併せて、ご利用者やケアマネジャーを対象にその情報を公開することで、福祉用具専門相談員のスキルアップと、サービスの質の向上を目指していくものです。

現在、来年度スタートを目指して制度設計を行っていますが、この制度の方向性を示すと共に、広く福祉用具関係者の意見を制度に反映すべく、標題のとおり、普及・啓発シンポジウムを開催します。ぜひ、ご参加頂き、皆様の声を制度に反映してください。

- 主催者 / 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
- 開催日時 / 平成24年10月27日(土) 13:20~17:00
- 開催場所 / エル・おおさか(大阪府立労働センター)5階 視聴覚教室・・・裏面地図参照  
大阪市中央区北浜東3-14 TEL06-6942-0001
- 申し込み / 定員80名 裏面の申込用紙をFAXにて **10月10日(水)**までにお申し込み下さい。
- プログラム
  - 【基調講演Ⅰ】「仮題・今後の福祉用具サービスの方向性と福祉用具専門相談員の役割」  
宮永 敬市 氏(厚生労働省老健局振興課 福祉用具・住宅改修指導官 介護支援専門官)
  - 【基調講演Ⅱ】「仮題・福祉用具サービス計画義務化に伴うサービス提供環境の変化」  
安田 勝紀 氏(シルバー産業新聞編集長)
  - 【シンポジウム】「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度の構築  
～職業能力の開発・向上、個人が評価される仕組みづくりを目指して～」
- コーディネーター  
白澤 政和 氏(桜美林大学大学院老年学研究科教授)
- シンポジスト  
記虎 孝年 氏(公益社団法人関西シルバーサービス協会会長)  
花房 勇輔 氏(ラックヘルスケア株式会社取締役社長)  
安田 勝紀 氏(シルバー産業新聞編集長)  
山下 一平 氏(一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会理事長) ほか
- 助言者 宮永 敬市 氏(前掲)
- 【意見交換】

参加  
無料

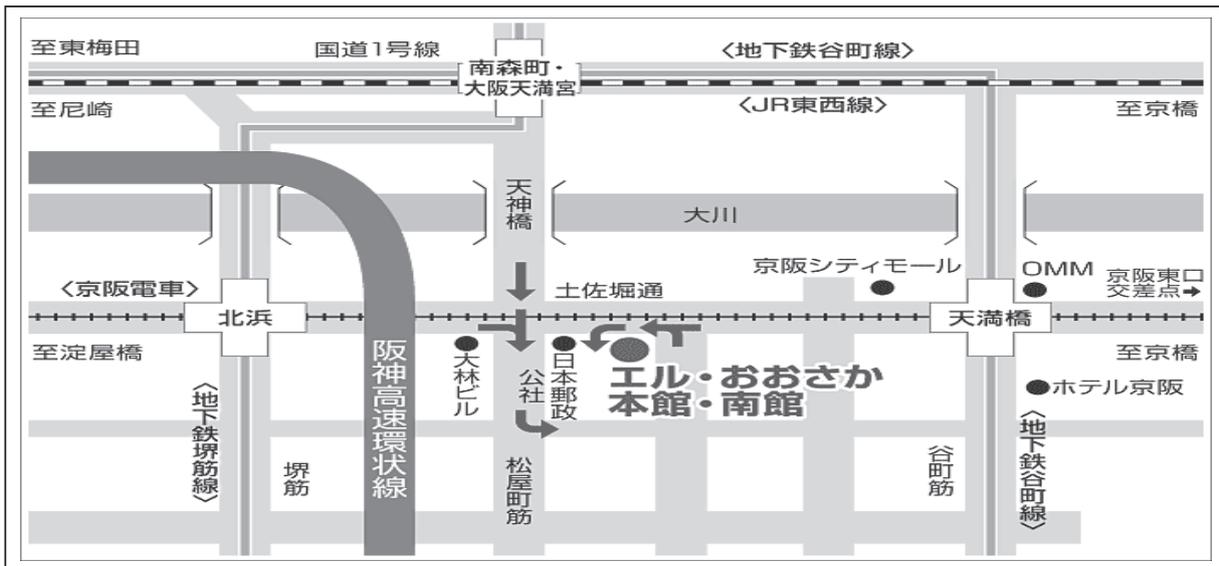
事前  
申込

本事業は、厚生労働省の平成24年度老人保健健康増進等事業の助成を受けた、「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」の一貫として開催いたします。

連絡先 / 一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会  
〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-20 高輪OSビル9階  
TEL03-3443-0011 FAX03-3443-8800

■お申し込み/下記申込書に所定事項をご記入のうえ、FAXにてふくせん事務局にご返送ください。

ヨミガナ				<input type="checkbox"/> ふくせん会員	<input type="checkbox"/> 非会員
氏名				会員番号	
住所	〒				
勤務先					
電話番号				FAX 番号	
メールアドレス					
福祉用具専門相談員経験年数	年	備考			



〈最寄りの主要駅からのアクセス〉

- 「新大阪駅」からは…地下鉄御堂筋線(新大阪～淀屋橋)→京阪電鉄(淀屋橋～天満橋)
- 「大阪駅」からは…地下鉄谷町線(東梅田～天満橋)
- 「難波駅」からは…地下鉄千日前線(難波～谷町9丁目)→地下鉄谷町線(谷町9丁目～天満橋)

〈エル・おおさか最寄駅からのアクセス〉

- 京阪・地下鉄谷町線「天満橋駅」より西へ300m
- 京阪・地下鉄堺筋線「北浜駅」より東へ500m
- 地下鉄御堂筋線「淀屋橋駅」より東へ1,200m
- JR東西線「大阪天満宮駅」より南へ850m

車でお越しの場合は、阪神高速東大阪線、法円坂出口を左折して直進、京阪東口交差点左折、西へ信号5つ目(地図上の矢印は、エル・おおさか周辺からのご案内です。)

※ 駐車場のご利用には、費用がかかりますので、ご了承ください。



# 参加募集「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」 普及啓発シンポジウム & タウンミーティング

福祉用具専門相談員が、ご利用者に質の高い福祉用具サービスを継続的に提供していくためには、新たに開発される福祉用具の機能・活用方法や、これらを使った援助・指導技術はもとより、選定・相談、アセスメント、計画作成、モニタリング技術の習得など、職業生活の全期間にわたって、個人が自主的に職業能力の開発、向上に努めていく必要があります。

そこで本会では、福祉用具専門相談員の研修の受講実績に応じてポイントを付与し、その情報を管理、公開する仕組みとして、公費助成を受けて「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」の開発を進めています。この制度は、福祉用具専門相談員の研修受講を促し、併せて、ご利用者やケアマネジャーを対象にその情報を公開することで、福祉用具専門相談員のスキルアップと、サービスの質の向上を目指していくものです。

現在、来年度スタートを目指して制度設計を行っていますが、介護保険における地域包括ケアの方向性を踏まえ、広く福祉用具関係者の意見を制度に反映すべく、標題のとおり、シンポジウム&タウンミーティングを開催します。ぜひ、ご参加頂き、皆様の声を制度に反映してください。

■ 主催者 / 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

■ 開催日時 / 平成24年12月17日(月) 13:45~16:40

■ 開催場所 / きゅりあん(品川区立総合区民会館)6階 大会議室・・・裏面地図参照  
東京都品川区東大井5-18-1 TEL 03-5479-4100

■ 申し込み / 定員100名 裏面の申込用紙をFAXにて12月12日(水)までにお申し込み下さい。  
※定員に達し次第締切。ご参加いただけない場合のみご連絡申し上げます。

■ プログラム

【基調講演Ⅰ】「地域包括ケアの展望」

宮島 俊彦 氏(前厚生労働省老健局長)

【基調講演Ⅱ】「今後の福祉用具サービスの方向性と福祉用具専門相談員の役割」

宮永 敬市 氏(厚生労働省老健局振興課 福祉用具・住宅改修指導官 介護支援専門官)

【シンポジウム】「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度の構築

～職業能力の開発・向上、個人が評価される仕組みづくりを目指して～」

コーディネーター

白澤 政和 氏(桜美林大学大学院老年学研究科教授)

シンポジスト

助川 未枝保 氏(一般社団法人日本介護支援専門員協会副会長)

山下 一平 氏(一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会理事長)

渡邊 慎一 氏(一般社団法人神奈川県作業療法士会会長)

ほか

助言者 宮永 敬市 氏(前掲)

■ タウンミーティング

多くの方の声を制度設計に活かすと共に、福祉用具サービス計画の進捗状況等について意見交換を行います。国の政策やふくせんの事業等を踏まえながら、地域における課題を明確にしたいと思っております。

本事業は、厚生労働省の平成24年度老人保健健康増進等事業の助成を受けた、「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」の一環として開催いたします。

連絡先 / 一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会  
〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-20 高輪OSビル9階  
TEL 03-3443-0011 FAX 03-3443-8800

参加  
無料

事前  
申込

■お申し込み/下記申込書に所定事項をご記入のうえ、FAXにてふくせん事務局にご返送ください。

ヨミガナ				<input type="checkbox"/> ふくせん会員		<input type="checkbox"/> 非会員	
氏名				会員番号			
住所	〒						
勤務先							
電話番号				FAX 番号			
メールアドレス							
福祉用具専門相談員経験年数	年		備考				



〈交通のご案内〉

- JR 京浜東北線 大井町駅 徒歩1分
- 東急大井町線 大井町駅 徒歩1分
- りんかい線 大井町駅 徒歩1分

〈きゅりあん駐車場のご案内〉

- 駐車料金 30分200円 (利用時間8:30~21:30)
- ※駐車場は商業施設との共用のため混雑する可能性があります。
- ※会館周辺道路は狭いため、近隣にご迷惑となりますので駐停車ができません。ご注意ください。

## I 平成24年度老人保健健康増進等事業について◆委員長インタビュー



「サービス計画書」作成の進捗状況は？実務上での課題は？  
福祉用具サービス計画導入に関する調査研究事業  
福祉用具専門相談員の自己研鑽を目に見える形に  
研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発

## II 大阪開催 2012/10/27

### 研修ポイント制度普及啓発シンポジウム&タウンミーティング

## III 国際福祉機器展 H.C.R.2012◆ワークショップ 2012/9/26

研修ポイント制度の構築  
職業能力の開発・向上、個人が適切に評価される仕組みづくりを目指して

## IV 10/1は福祉用具の日◆記念イベント 2012/9/28

記念講演

「腰痛予防対策を通して考えるケアの質」

パネルディスカッション

「ランキングテスト上位ランカーに聞く！」



## V アンケート結果報告 福祉用具専門相談員指定講習事業者に関するアンケート

「サービス計画書」作成の進捗状況と、業務上の課題は、  
**福祉用具サービス計画導入に関する調査研究事業**  
**福祉用具専門相談員の自己研鑽を自ら促せる形に**  
**研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発**

本会は、本年度、厚生労働省老人保健健康増進等事業として、2つの事業を行う。「福祉用具サービス計画書」による福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」と「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」である。

両事業とも、本会に委員会を設置し、すでに具体的に進行している。両委員会の委員長を務める日澤政和氏に話をうかがった。

ハートの普及に続くソフト面の充実・向上をめざす

— 本年4月1日から義務化された福祉用具サービス計画作成ですが、現状はいかがですか？

2013年3月末までは経過措置期間ですから、法制上は現段階でまだ実施されていなくとも良いのですが、私の見る限りでは、かなり遅い進捗状況だと思います。今回の介護保険制度改正のなかで、ある意味、もともと順調に進んでいるものではないでしょうか。

— 昨年度は、ケアマネジャーやヘルパーとの連携研修が行われました。計画書作成を進めるには、連携は不可欠だと思いますが、

情報の共有はもちろん、アセスメントについては、それぞれの専門性を活かして分担できると良いですね。全体像のアセスメントはケアマネジャーが、介護現場での個別動作等についてはヘルパーが、福祉用具に関するアセスメントは福祉用具専門相談員が、というように。

— この調査でみえてくる今後の目標にはどのようなものが考えられますか？

すでにこの福祉用具サービス計画書についてはさまざまな感想が聞かれています。個々の利用者について深く理解するようになった、それぞれの福祉用具の意義を改めて理解して本当にその必要性があるものを選びたい、など。これらを聞くだけでも福祉用具サービス計画の義務化の意義は大きいと思います。

しかし、福祉用具を使うことの意義を介し、ケアマネジャーに理解してもらおう。また、リスクについて利用者やご家族に説明して理解いただこうというところまでは、全体の実力がまだ追いついていない気が



がアツクをもちつて福祉用具サービス計画を作る、サービス担当者会議などカンファレンスにも参加する、ということが進捗に遅れているようですね。

ケアマネジャーやヘルパーに「選ばれる福祉用具専門相談員」とは、どんな人が、これまでは、ケアマネジャーが福祉用具専門相談員を選ぶポイントは、知っている人や仲がいい人でした。これからはそうではなく、「利用者」に適切な福祉用具を選んでもくれる、「本人の心身の状況や介護者や住環境について理解し、個別のリスク対応も含むリスクをしてくれる（リスクマネジメント能力がある）福祉用具専門相談員に頼みたい。そういう意識がケアマネジャーの側にも生まれています。

— リスクマネジメントはもちろんです重要ですが、アセスメントも、となをコントロールが高いと感じる福祉用具専門相談員も多いのではないのでしょうか？

します。そこはこの後話とする研修ポイント制度の中で作りあげていきたらいいですね。計画を作ればいいのではなく、その検証が重要ですから、それをしてかりとサポートできる機会をあげたいと思います。以上が福祉用具サービス計画に対する現状の思いです。

全国に向けて普及することにも、現状調査によって福祉用具サービス計画作成の「問題点」を明らかにし、すべての人たちがスムーズに計画を作れるように支援をする材料としたいと思っています。

自己研鑽が報われる仕組みをつくり、業界全体のレベルアップを

— 研修ポイント制度に何を望みますか？

個々の福祉用具専門相談員の「研鑽」が報われる、ようにしたい、ということですね。事業所の管理者が重要視してくれ、昇進の基準や、給与面につながればいいですね。福祉用具専門相談員は入り口のハードルが低い分、資格保有が収入面などでプラスになるということがあまりないと思います。研修ポイント制度がそのきっかけとなり、スキルアップやモチベーションアップにつながればいいですね。

— 具体的には、どのような研修が有効でしょうか？

他職種（ケアマネジャー、ヘルパー）と一緒に受けるもの。連携を、理解でき、それぞれの分野の専門的な考え方や知識を学ぶことができます。また、事例検討（事例サービス計画書を作り、良いところ、悪いところ、選定機種等を検討する）。これは、総合力を身につけるのに有効です。

事業の概要

「福祉用具サービス計画導入による福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」（計画作成の業務把握のため実施）

経過措置期間（本年3月31日まで）の中間点である10時点まで、計画作成の進捗状況、既に取られている業務について調査する。全国の福祉用具貸与事業所の管理者、福祉用具専門相談員を対象に実地調査を行う。また、ケアマネジャーにWebアンケートを行い、計画を作成する側を活用する側の二つの視点からデータ分析を行う予定。本会では、実地調査の結果を速報値として公表し、必要に応じて関係者に働きかけを行っていく。

「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

福祉用具専門相談員は、職業生活の全期間にわたっての学習が必要である。個人が自主的に職業能力の開発・向上に努めることを促すために、研修ポイント制度の導入を行う。想定している制度は、個人の研修受講実績に応じてポイントを付与し、報酬をテーブル上で管理、ホームページで公表するというもの。職業能力の向上に向けた個人の努力を顕彰すること、学習に対するインセンティブを働かせること共に、利用者の選択に資することを目的としている。今年度に制度設計を行い、来年度から本格的に制度をスタートする。2月には参加者を募り、申請からホームページの公表までの一連の作業を主体的に行う予定。

— 情報の発信はどのように行いますか？

今は、ホームページを使うことを考えています。ホームページを獲得しているが、またポイント換算されない保有資格などの自己アピールも盛り込み、参加している福祉用具専門相談員にとって魅力あるものにした。

福祉用具専門相談員にとりだけでなく経営者にとりでも同様に、「うちの事業所にはこんな実力をもった福祉用具専門相談員がいますよ」というような信頼度・アピール度の高いデータベースにした方がいいですね。ですから、経営者からの要望も吸い上げていきたらと考えています。

— 経営者の方の理解がないと、個人では研修などに参加しづらいという側面はないのでしょうか？

本会の各都道府県スタッフで経営者への啓発も行っていく必要はあります。先般、大阪で行った研修ポイント制度のモニターには、遠くから聞きに来てくださった経営者の方も多くいらっしゃいました。感謝としては、経営者側も興味をもち、理解して頂いていると思います。

福祉用具の事業においては、人が重要です。経営者の方々には、そこに目を向けていただきたいと思います。実際にスキルが高い福祉用具専門相談員に仕事が集まれば、経営者もそこに注目されるようになります。我々が行う研修事業の中でもそのような仕組みを作っていきたいですね。信頼できる人材づくりは我々の責務であると思います。

# 「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」普及啓発シンポジウムを大坂で開催

10/27 大坂

福祉用具専門相談員が自らの専門性を高め、「利用者」に質の高いサービスを提供していくためには、職業能力の開発・向上に向けた相談員の自主的な取り組みが不可欠である。職能団体である本会は、それを促す仕組みづくりに努めていかなければならない。本格的な運用開始は来年度を予定している。本年度の主体的な実施に先駆け、去る10月27日（土）、研修ポイント制度の普及・啓発を目的に、大坂でシンポジウムを開催した。

（事業内容は右頁を参照）

## 頑張っている人が評価される仕組みを目指して

「相談員の研修に対するモチベーションを上げることで、またご利用者に対しても相談員の研修への取り組み状況を伝えることのできる、画期的な試みです」とは、本会山下理事長。福祉用具サービス計画（以下、計画）作成義務付けなどもあり、福祉用具、住宅改修の果たすべき環境整備への注目が高まる中、重要視されるのが、専門職としての技量と専門性である。そこで「研修ポイント制度」が力を発揮する。

## 講演1：今後の福祉用具サービスの方向性と福祉用具専門相談員の役割 —— 宮永敬祐氏（厚生労働省高齢社会政策課福祉用具・生活支援指導官）

●勝負の2年、相談員に期待されることは「3年後の報酬改定に向けて、すでに議論は始まっている」とは宮永氏。改定に向けた実質的な議論が行われるのは、今年、そして来年度。介護サービス事業者は、この2年の取り組みが勝負といえる。介護保険制度の基本理念は、「有する能力に応じ自立した日常

生活を営むこと。我々に求められるのは、個人の能力に応じたサービスを提供だ。



宮永敬祐氏  
（厚生労働省高齢社会政策課福祉用具・生活支援指導官）

一方で宮永氏は、福祉用具に対する期待も述べた。「計画導入の利点は、ご利用者・ご家族に対して、福祉用具とは何かをより周知できることです。導入目的や使い方がわかりやすくなることは、ご利用者が福祉用具を適切に使用するきっかけになりますし、皆様の専門性も周知できると思います。」

さらに、モニタリングで導入効果を確認することで、ご利用者は次の目標に向かうことができるとなる。

宮永氏は、福祉用具専門相談員に対し、多職種間での連携や、予後予測に基づく福祉用具の導入、福祉用具導入効果の明確化を期待しているという。

「計画導入により、福祉用具がきちんと評価される仕組みができました。ぜひ頑張ってください」（同氏）

## シンポジウム「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度の構築と職業能力の開発・向上」個人が評価される仕組みづくりを目指して

●研修ポイント制度の構築に向け「計画書を質の高いものにしていくためには、相談員のレベルアップが必要不可欠である。では、どのように相談員のレベルアップを図るのか。研修ポイント制度の持つ意味とは何なのか。白澤委員長をコーディネーターとして意見が交わされた。

記虎氏は「ひとりひとりの人生観」にこだわる。ご利用者にはそれぞれ、これまでの生活や好きなことがあり、福祉用具はそれら生活の継続を実現するためにある。「習得した知識や技術で、その人の人生をサポートするためにどう活用していくか、潜在的なニーズをどう引き出ししていくか、できないうちで備えているご利用者の自発的な意欲をどう向上させていくか。そういった能力が研修ポイント制度で評価されるようになるということです」（記虎氏）。

メーカーの立場で、また本制度構築に携わる委員として意見述べたのは花厚氏。「メーカーが占める相談員は面。相談員には、より幅広い知識が求められます。その知識を得る仕組みとして研修ポイント制度があるわけだが、「キャリアアップや、それによる報酬アップなどが伴わなければ普及は難しい。」「トップが強くメッセージを発信し、職員に目標を持つこともらうことが大切です。人材という資源への投資を惜し

まず行っていたきたい」（同氏）。

「ふくせん設立当初から、研修ポイント制度の構築を考えていた」とは山下氏が。専門職としての質の向上のために必要な研修を、協会事務員だけで全国展開することは困難。そこで発案するのが、本制度である。地域の研修機関を認証し、そこで研修を受けた者にポイントを付与していくというのだ。「ご利用者にもわかりやすく示していきます。相談員の努力を実のあるものにしていきましょう。」（山下氏）

先に講演を行った宮永氏は助言者として参加。継続保持に対する福祉用具の可能性に期待する。「福祉用具を使つて「まだまだやれる」と感じられたらご利用者は意欲がわき、相談員も頑張るエネルギーをもらえます。自然とサービスの質も上がっていくでしょう。」「また、医療と介護の連携については、退院前からの福祉用具利用による在宅へのスムーズな移行等、検討課題について迷ったうえで、「厚生労働省と相談員が互いに協力して質を引き上げていく環境になるといいですね。研修ポイント制度の効果は高いたらうし、期待しています」とした。

「研修ポイント制度によって、研修を業務の中に内蔵させていくことが非常に大事だと思います」とは、同じく助言者として参加した安田氏。福祉用具サー

## 講演2：福祉用具サービス計画構築化に伴うサービス提供環境の進化 —— 安田勝紀氏（シルバー産業新聞社編集長）

●福祉用具サービスの成長には計画書が不可欠

近年、福祉用具についての議論の内容はめまぐるしく変化している。当初の議論の中心は、杖・手すり・歩行器・スロープの販売への移行。その後、その議論は凍結。今度は貸与・販売選択制についての議論が浮上した。結果、現状では貸与が維持されているが、こうした流れの中、安田氏が訴えるのは、「貸与の良さを示すための」計画作成の重要性である。



安田勝紀氏  
（シルバー産業新聞社編集長）

「計画を導入しなければ、今後、貸与から販売への移行や、貸与・販売選択制の導入等も十分に考えられます」（安田氏）。

また、計画のもうひとつの要素として、安田氏が挙げるのは「安全性の確保」だ。福祉用具の事故が目立ってきた中で、安全性に対する社会的な要求はさらに高まっていくとどうだろう。その中で、計画は相談員の身を守るツールにもなる。的確な選定やモニタリングの記録は、適切なサービスを行ったことの証明にもなり得るのだ。福祉用具は24時間365日ご利用者のそばにある。だからこそ、ご利用者が安心、安全に使えるよう、計画が活用されなければならない。

「計画は、福祉用具貸与と事業を大きく伸ばすために、なくてはならない仕組みです。大変なことも多いでしょうが、ぜひ推進していきましょう。」（同氏）

「計画は、福祉用具貸与と事業を大きく伸ばすために、なくてはならない仕組みです。大変なことも多いでしょうが、ぜひ推進していきましょう。」（同氏）

「計画は、福祉用具貸与と事業を大きく伸ばすために、なくてはならない仕組みです。大変なことも多いでしょうが、ぜひ推進していきましょう。」（同氏）

ビス計画を本当に意味のあるものにしていくためには、相談員のレベルアップが不可欠である。「レベルアップは、一朝一夕にできるものではありません。でも、その仕組みができあがり、福祉用具サービスの質があがれば、制度の中で福祉用具の位置づけも確実なものになっていくでしょう。」（同氏）

白澤氏は、研修ポイント制度の意義について、2点を挙げる。ひとつは、単に福祉用具を理解するばかりでなく、一人ひとりのご利用者とコミュニケーションを持ちながら、その人の幸せや楽しみを求めて支援できる人材を育てること。もうひとつは、チームの中で仕事をしていける人材を育てること。そうした人材を育成できる環境を作っていくことで、相談員が誇りを持てる社会を目指す。経営者も、職員も、意欲を高め、その人を適切に評価していくことが大切だ。

「ポイントを公表しているホームページのアクセス数を増やすことも重要です。相談員の実績以外にも様々な情報が得られるようにするなどの、仕組みづくり、検討が今後の課題です。」（白澤氏）



白澤政和氏（シラバるまきかす）  
（シラバるまきかす）  
福祉用具サービス計画構築化に関する講演者  
福祉用具サービス計画構築化に関する講演者  
福祉用具サービス計画構築化に関する講演者



# 福祉用具専門相談員の研修ポイント制度の構築 職業能力の開発・向上 個人が適切に評価される仕組みづくりを目指して

9/26 東京

毎年恒例の国際福祉機器展H.C.R.が9月26日、27日、28日に開催された。会場は東京ビッグサイト(東京都江東区)。本会では、初日の26日に、「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度の構築 職業能力の開発・向上 個人が適切に評価される仕組みづくりを目指して」と題してワークショップを行った。

制度設計に携わる識者を招き、開発の方向性とともに、職業能力の在り方についてお話をうかがった。

福祉用具専門相談員のレベルをどう上げていくか、ということが「ぶくせん」の大きな、そして緊急の課題となっていると語るのは、研修ポイント制度構築を委員長としてリードする白澤氏だ。

「様々な専門職が生涯教育として専門性を高めていく、というのは専門職としてあたりまえのこと。福祉用具専門相談員を育てていく上で、できれば独自の仕組みをつくり上げ展開していきたい」と(同氏)。

### ●求められる幅広い知識と経験 研修

市川氏は、福祉用具の選び方、使い方を教える立場から、福祉用具専門相談員に求められる知識は膨大なものだという。製品知識があれはいいというものではなく、からだの動きに関する知識や、家族のニーズを聞き取るという能力なども、ある程度のレベルになければならない。それはなぜか。



市川 遼介氏 (しかわ りょうすけ) 福祉福祉研究研究所株式会社 代表取締役

「テレビが壊れたら、電気店に行つて買うことを不安に思う人はないでしょう。自分のニーズがはっきりして使い方もわかっているからです。店員が製品

について説明できれば自分で選ぶことができます。ところが電動ベッドではどうでしょう。使ったことがないし、自分の身体状況や家族の介護レベルに応じて選ぶなければならない。選べないのが普通です。」

この「何も知らない」人に説明し、納得して選んでもらうのが福祉用具専門相談員の仕事なのである。

### ●ポイントは研修の継続性と専門職間のバリエーション

研修を企画するときは、継続性、受講するときは、そこで得た知識や技術を持ち帰つてどう活かしていくのかを重視しているというは、事業者者でもある佐藤氏。



佐藤 大介氏 (さとう だいすけ) ぱらど福祉株式会社 代表取締役社長

福祉用具の研修会には、意識の高い他職種の方々が参加していることも多く、専門職同士の情報交換の場にもなるという。佐藤氏の事業所では、それをきっかけとして病院や施設向けに福祉用具のレンタルシステム導入にむすびついた事例が30件以上あるという。

「全国ではまだまだ需要があると思います。それらに臨機応変に対応するためにも福祉用具専門相談員のレベルアップは必要。今回の研修ポイント制度を構築し

しかりしていることが必要条件だというのが吉井氏の意見だ。それがないと、連携してもよだあやぶやな集団でしかなく、それでもっとも差違をうむるのは利用者なのである。

「個々の専門性を高めるには、研修制度が必要。そしてそれは、使える。研修制度でなければ」と(同氏)。

### ●各自の努力を明確な形にして公開する意義

今回の制度のキモとして、研修によるポイントの公開、をあげるのは渡邊氏。ほとんどの資格では、資格取得時に試験等によって知識や実力についてある程度担保されても、その後のパフォーマンスについては明らかではない。

「この福祉用具専門相談員はただ勉強した人なんだということ、観の方が見てもわかりやすく、気軽に

検索できる形になります。研修を受けて知識を得るだけでなく、それを実務に活かせるようにすること。それが福祉用具専門相談員のキャリアパスです」と(同氏)。



渡邊 健一氏 (わたなべ けんいち) 一般社団法人 神奈川県作業療法士会会長

必要なのは、選ばれた事業者が、福祉用具専門相談員になること。それは今後、どんどん厳しくなっていく。さらに研修制度が構築されることで、良い研修が増えそうでないものは淘汰される。結果として、研修の質があがる。良い研修を受け、実力をつける、その努力が報われる仕組みとなれば。

ていく上で、事業者としての競争も出しているながら現場で役立つスキルが身につく研修制度にしていきたいと考えています」(佐藤氏)。

●「質の担保」は相談員の専門性にかかっている 「サービス計画作成の義務化で質を担保するための環境はできました。次は、それを実行する福祉用具専門相談員の専門性が問われる番です」とは、本会設立時より、研修ポイント制度を考案してきた山田氏。現在でもいろいろな研修が行われているが、山下氏は、各専門職の間でも福祉用具専門相談員の専門性については理解されていらないと感嘆している。

「それが全てではありませんが、力量の可視化も課題のひとつと考えています。ご利用者が福祉用具専門相談員を選定するときに必要な仕組みが必要だということも、ありますので、今回の事業には非常に期待しています。またそれは、福祉用具専門相談員のモチベーションアップにも役立つものと思えます」と(同氏)。

### ●堅固なる専門性なくして「連携」は望めない

「理学療法士協会でもたくさん研修を計画していますが、365日24時間体制が増えたことによる交代勤務のために、研修に出たくても出られない人が多いというのが現状です。福祉用具専門相談員も同様ではないでしょうか。吉井氏、継続的な参加、を推奨されても個人に気持ちがあるだけでは難しい。事業者として従業員を再教育させるに値する内容であること、出席することによって本々だけでなく事業者にもメリットが感じられる仕組みをつくりたい」と。



吉井 智晴氏 (よしゐ ともはる) 公益社団法人 日本理学療法士協会理事

また、専門職間の垣根をとりはらう、情報共有し、連携するといったことについて、それぞれの専門性が

います。技術を教えるより先に、自分たちの最小限の力で最大限の効果をひきだすにはどうしたらいいか考えましよう」と提案していただきたい。その一つがリフトを活用したケガ提供であり、そのことがご利用者にとっても良い結果につながる。現場にメリットが分かりやすく伝われば、導入は変わります」(保田氏)。

## ランキングテスト上位ランカーにも パネルディスカッション

これまで5回開催された「福祉用具専門相談員実力ランキングテスト」。その上位ランカーが集い、ディスカッションを行った。幅広い知識が必要とされる



高橋 健一氏 (たかはし けんいち) 株式会社 東京ケアセンター 代表取締役

試験で全国上位に入ったコトについては、全員特別なことはしていないとの答え。しかし、うれしかった事例、失敗した事例、地域性について感じたことなどを語っていくにつれ、実務での経験に引き合い、着実に自分のスキルをつけていく熱意が感じられた。



谷口 弘明氏 (たにぐち ひろあき) 株式会社 東京ケアセンター 代表取締役

「人と考えを交わす情報収集できるバイブを持つ。継続的に繋ぐつながりをつくること。」



佐藤 健一氏 (さとう けんいち) 株式会社 トーナメント 代表取締役

「人と考えを交わす情報収集できるバイブを持つ。継続的に繋ぐつながりをつくること。」



岩瀬 信之氏 (いわせ のぶゆき) 株式会社 エンジンコーポレーション 代表取締役

# 記念講演「腰痛予防策を通して考えるケアの質」 「バネがたがったように」「足の力が弱ったように」「腰が痛くなったように」

9/28 東京

10月1日の「福祉用具の日」を記念し、福祉医療機器ユーザー協会との共催でイベントを開催した。会場は東京アツシヨウタウンビル(東京都江東区)。

## 記念講演「腰痛予防策を通して考えるケアの質」 矢野淳子氏(日本ノーリット協会理事長)

オーストラリアで名の看護師が始め、現在では介護・看護現場のスタンダードになっている「ノーリットインクボリナー」。その意味するところは、言葉とおりに持ち上げない。だけではなく、介護・看護の在り方に深く関わっている。現場で自ら体験してきた保

田氏。「日本での定着は」という質問に、なかなか苦戦しているとしながらも、福祉用具専門相談員と協力して広げていきましたと語った。

「ただノーリットの説明ではなく、なぜそれが必要なのか、今行っているのはどういうことなのか、をわかっていただくには変わっていくのではないと思



保田 淳子氏 (たね じゆんこ) 日本ノーリット協会 理事長

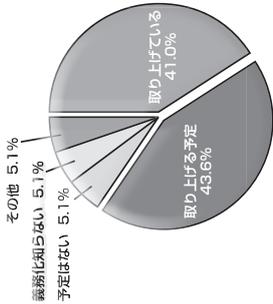
## 福祉用具専門相談員指定講習事業者へのアンケート結果報告

福祉用具専門相談員のキャリアパスの仕組みの構築が求められる中、本会では、福祉用具専門相談員の専門の教育研修機関である指定講習事業者に対し、アンケート調査を実施した。

- 調査の目的 実態把握および福祉用具専門相談員の職業能力の開発・向上に資する方策を立案するための基礎資料整備
- 調査の対象 全国の福祉用具専門相談員指定講習事業者（188社）
- 調査の方法 郵送配布、返信用封筒にて回収
- 調査の期間 平成24年8月31日（金）～平成24年9月14日（金）
- 回収状況 配布数 188 有効回収数 78 有効回収率 41%

4割を超える指定講習が福祉用具サービス計画をカリキュラムに既に

福祉用具サービス計画をカリキュラムに取り上げているかでは「取り上げている」が41.0%となっている。また「今後取り上げる予定」も43.6%となっている。「予定はない」(5.1%)、「義務化知らない」(5.1%)



「義務化知らない」(5.1%)を合すると1割を超えている。

副教材（講師提供）における福祉用具サービス計画の記載内容では、「内容・フォーマット」が42.3%、「内容のみ」が15.4%、「フォーマットのみ」が2.6%となっている。「方」記載なしは25.6%となっている。

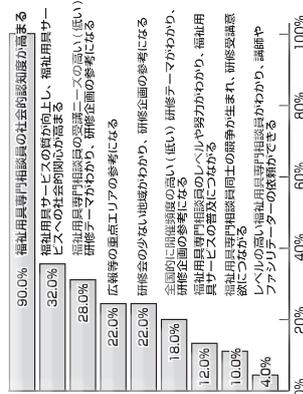
指定講習以外の研修は6割超、相談員対象の研修は3割超

指定講習以外のテーマでの研修会の開催有無を確認したところ、6割を超える指定講習事業者が「あり」(62.8%)と回答した。

この研修の対象職種では、「訪問介護員」(63.3%)が最も高く、次いで「介護従事者全般」(55.1%)、第三位には「指定講習以外の「福祉用具専門相談員」(28.6%)が大きい。

研修ポイント制に「関心あり」は6割超、理由は「相談員への社会的関心が高まる」

福祉用具専門相談員の研修受講状況をBPO等で公表する仕組み（研修ポイント制）に対する関心の度合いを聞いたところ、「大変興味深い」(21.8%)、「まあ興味深い」(42.3%)を合すると6割を超える指定講習事業者が関心を示している。



興味がある回答者に理由を尋ねたところ、9割が「福祉用具専門相談員への社会的関心が高まる」(90.0%)としていた。

本会ホームページにて「福祉用具専門相談員指定講習会および研修情報」を掲載しています。詳しくは <http://www.zfssk.com/event/index.php> からご確認ください。

講習事業者間の情報交換の機会はない、必要性を感じずは1割超

指定講習事業者間での情報交換の機会はない「まったくない」(5.7%)、「あまりない」(30.8%)を合すると9割弱となっている。

情報交換を行う仕組みの必要性については「あまり感じない」(39.7%)、「まったく感じない」(14.1%)を合すると5割を超えている。「方、感じる」(16.7%)、「やや感じる」(26.9%)を合すると4割を超えている。

これらの結果は、報告書とともども、都道府県介護保険所管課、介護実習・普及センター、福祉用具専門相談員指定講習事業者、関係団体へ送付するとともに、本会ホームページでも発表する予定です。

ふくせん

ふくせんレポート 第006号

発行所  
 一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会  
 〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-20  
 高輪OSビル9F  
 TEL: 03-3443-0011 FAX: 03-3443-8800  
 URL: <http://www.zfssk.com/>  
 編集協力 株式会社 東京コフ  
 発行日 2012年12月10日



ふくせん

## 『福祉用具専門相談員の研修ポイント制度』 普及啓発シンポジウム & タウンミーティング開催

本会は、平成24年度厚生労働省・老人保健健康増進等事業の助成を受け、研修ポイント制度の構築をすすめており、去る2012年12月17日(月)、同制度の普及・啓発を目的に東京でシンポジウムを開催した。職能団体である本会は、福祉用具専門相談員の職業能力の開発・向上に向けた自己研鑽の促進と、個人が評価され、努力が報われる仕組みづくりを目指す。同年9月26日の国際福祉機器展(H.C.R.)、10月27日の大阪に続く企画の第3弾である。

当日は、前厚生労働省老健局長・宮島俊彦氏と厚生労働省・宮永指導官による基調講演の後、本事業の委員各氏によるシンポジウムを開催、会場からの質問や意見交換など盛会となった。

### 講演1： 地域包括ケアの展望

— 前厚生労働省老健局長 宮島俊彦氏



宮島 俊彦 氏  
(みやじまとしひこ)  
前厚生労働省老健局長

宮島氏によれば、2025(平成37)年の見込みでは、医療も介護も現在より充実しているという。

「充実するところと効率化するところがはっきりわかれます。介護でいえば、居宅系サービスにはしっかり予算をとり、軽度者には施設より在宅でサービスを受けてもらう。こういったことが一体改革の姿です」(宮島氏)。

医療は強化するが、なるべく早く退院して地域へ。そのために必要となるのが包括的マネジメントだ。地域包括支援センターやケアマネジャーに、医療から地域介護へのつなぎ役となってもらう。自宅やケア付き高齢者住宅での在宅医療、訪問看護、通所介護や訪問介護、予防では生活支援(見守りなど)や介護予防など。これらを2025年に向けて整備していくというのが改革イメージの1つである。

しかし、財源面、体制面で大きな問題がある。「今は、3人で1人を支える“騎馬戦型”、2050年くらいには1人で支える“肩車型”になる。高齢者にはなるべく自立した生活をしていただく、あるいは75歳くらいまでの人が働ける環境をつくることを考えていかなければ支えきれない」(同氏)。主に高齢化の進行と労働人口の減少による構造的な問題である。インフォーマルなサービス、フォーマルなサービスを併せて地域の中で支え合う仕組みを作らなければ支えられない。

宮島氏があげるもうひとつの視点は、高齢者は自分で出来ることは自分でやっている方が生き生

きており、そのような環境にいれば出来るものであるということ。「福祉用具のプロである福祉用具専門相談員は、その過程で非常に大きな影響力があります。自立をどう支えていくかということを考えてほしい」(同氏)。

### 講演2： 今後の福祉用具サービスの方向性と福祉用具専門相談員の役割

— 厚生労働省老健局振興課福祉用具・住宅改修指導官 宮永敬市氏

“適切なサービスの提供”、“自立支援に資するサービスの提供”という表現がよく使われるが、サービスを提供する側がもつべき2つの視点を示したのは宮永氏だ。

1つ目は情報収集。この“情報”には、身体機能や病状はもちろんのこと、利用者の特性や生活環境、人生の背景や価値観なども含む。ケアプランに福祉用具についての要望があっても、鵜呑みにするのではなく、プロの目で見て確認し、新たに収集した情報をもとにこちらから提案するくらいでなければならない。

「ただサービスを提供するだけにならないようにしていただきたい。この情報収集を行うことで、福祉用具サービス計画書も充実し、書きやすくなると思います」(宮永氏)。

2つ目はICFの視点にもとづく能力の見極め。出来るか出来ないか、もう少しうまく出来る可能性はあるか、介助は必要かの3点を見極め、どう対応するか。特に出来るようになる、あるいはもう少しうまく出来るようになる可能性がある場合に、福祉用具を含むサービスによる自立



宮永 敬市 氏  
(みやながけいいち)  
厚生労働省老健局振興課  
福祉用具・住宅改修指導官  
介護支援専門官

支援が果たす役割は大きい。利用者の能力の保持（あるいは向上）、意欲など、ここにかかっているといっても過言ではない。

「福祉用具の場合、モニタリングによって利用目標が達成できたかどうかははっきりわかり、それを見える形で示すことができます。達成できていればそれはきちんとしたエビデンスになるとともに、みなさんの専門性の向上にもつながります」(同氏)。

宮永氏は今後の展開について、「軽度者に対する給付の重点化について、社会保障改革国民会議において検討されています。福祉用具や住宅改修についてどのように取りいれれば効果的かというところが重要ですし、今後の福祉用具の発展にも関わってくるのだと思いますので、みなさんと一緒にがんばっていきたいと思います」と語った。

## シンポジウム：福祉用具専門相談員の研修ポイント制度の構築 ～職業能力の開発・向上、個人が評価される仕組みづくりを目指して～



◇コーディネーター◇  
白澤 政和 氏  
(しらさわまさかず)  
桜美林大学大学院老年学  
研究科教授

2012年4月から福祉用具サービス計画の作成が義務づけられた。これは福祉用具がモノの提供ではなく、訪問介護などと同じようにサービスの提供だと位置づけられたということ。そして、福祉用具専門相談員がサービス提供に責任を負うということである。すると、専門職としてその質をどう上げていくかが問題となり、緊急の課題となる。本会では、福祉用具専門相談員が研修を受け実力をつけ、またそれを評価される制度を構築したいとの思いから本事業を行うこととした。

「この研修ポイント制度の内容が福祉用具専門相談員にとって魅力があり、実力をつけることによって、ケアマネジャーや利用者からも選ばれるようになるよう、システムについて現在検討を重ねています」(白澤氏)。



◇シンポジスト◇  
渡邊 慎一 氏  
(わたなべしんいち)  
一般社団法人神奈川県  
作業療法士会会長

本事業の目的は、福祉用具専門相談員の研修や自己研鑽等について実績に応じたポイントを付与し、それを管理・公開すること、「研修ポイント制度」について、モデル実証と必要な検証を行い、制度設計と運用上の課題等を洗い出すことである。

作業部会の部会長を務める渡邊氏はこう語る。

「この制度のベースとなっているのは、福祉用具サービスの質を上げること、適切な福祉用具を提供すること、福祉用具専門相談員が行う人的サー

ビスの質をいかに上げるかということです。またその情報を公開することで、利用者やケアマネジャーに、より良いサービスを選んでもらうというシステムづくりを行います」。

助川氏は、ケアマネジャーの視点でこう分析する。

「研修ポイント制度のすばらしいところは、集積した情報を『見える化』した部分。ケアマネジャーも利用者もどんな福祉用具専門相談員なのかがわかる。また福祉用具専門相談員自身もレーダーチャートの中でどの分野が自分に足りていないのかがわかるので、自己研鑽の目安にすることもできます」。

時代とともに、受けるべき研修のポイントは変わってくるという。最近多く見られるのは、認知症関連。認知症についてどんな研修が行われており、どれだけ研修に出席している人なのかわかったなら、認知介護の利用者に福祉用具を導入するときに、その情報をケアマネジメントに活かすことが出来る。

また、サービス担当者会議に福祉用具専門相談員が出席するようになって「顔が見える関係」ができてきた今、「あの事業所に誰々という福祉用具専門相談員がいるからあの事業所にお願しよう」というように活かすことも出来る。ケアマネジャーも福祉用具専門相談員も選ばれる時代になったといえる。

「個々の自己研鑽を支えるモチベーションアップの原動力となるもの。その1つは、『見える化』によって、その人がどの程度のレベルなのか、周囲の人たちにわかるということ。もう1つは資格をつ



◇シンポジスト◇  
助川 末枝保 氏  
(すけがわみしほ)  
一般社団法人日本介護支  
援専門員協会副会長

くり、その資格をとるために勉強すること」と語るのは、本会の設立以来、福祉用具専門相談員の専門職としてのスキルアップ、業界のボトムアップを目指して活動を展開してきた山下理事長だ。



◇シンポジスト◇  
山下 一平 氏  
(やましたいっぺい)  
一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会理事長

「どんだん実力をつけていく者がいる一方で、専門職同士の実力格差がうまれる

のではないかとという声に対しては、努力した者は評価されるべきであり、資格はとったけれどもその後特に努力することなく、なんとなく仕事をしてきた者は淘汰されて然るべしだと断じる。

「福祉用具のサービスは大変素晴らしいもの。それを広めるためにも、優秀な福祉用具専門相談員が数多く育つことを期待しています」(同氏)。

講演に続き、助言者として参加した宮永氏は、「サービスを選ぶ主体は利用者や家族。そのための情報を『見える化』するのは重要なことですが、同時に福祉用具専門相談員個人の評価を情報公開するのは非常に勇気のいることだと思います」と語る。

一つひとつの研修に具体的な成果が求められるというのは、なかなか厳しいことだが、努力に応じて評価を得られることでモチベーションが上がり、質が上がる大きなきっかけにもなる。

3年後の制度の見直しに向け、すでに検討がす



すんでいる。高齢化の進行や認知症高齢者の増加が予想されるなか、福祉用具が果たす役割はさらに大きくなるだろう。福祉用具の利用については“エビデンスがない”といわれることがあるが、利用目標に沿った適切な選定、利用者・家族へのサービス計画の説明を行い、その後モニタリングにおいて効果をアセスメントすることによって、福祉用具の有効性がより明確に示される。福祉用具は単なるモノではない。

「福祉用具の効果をしっかり出すことと、福祉用具専門相談員の質の向上が、相乗効果でともに進んでいくことを期待しています」(同氏)。

「研修ポイント制度には、多くの人が参加してくれる“勢い”が大切です。ある程度の効果等が担保されている必要があり、しっかりとしたシステムの構築が不可欠です。

介護サービス情報公表システムは、情報へのアクセスが難しかったという反省があると聞きます。福祉用具専門相談員はもちろん、ケアマネジャーや利用者、家族がアクセスしやすい仕組みをつくっていきたいと思います」(白澤氏)。

#### 【参加者との意見交換】

事業所としては、従業員にどのように研修に取り組ませるべきか。経営者としての留意点は。

山下氏◆福祉用具専門相談員も個人を指定して依頼されることがあり、事業所としてそういった社員を抱えることは大切です。また、指名されることが当然になるくらい福祉用具専門相談員の地位が向上すればいいと思います。

助川氏◆事業所としてはOJTをどのようにするかがまず重視されると思います。ケアマネジャーとの連携を考えた場合、その方個人の専門性が問われるのではないかと思います。

渡邊氏◆研修を受けるにも時間や費用がかかります。会社がどの程度担保するかは大きな問題だと思います。会社としては様々な判断があるでしょうが、自己研鑽しない専門家はいません。われわれは、質を上げるには必要な投資だろうと考えています。

平成24年度老人保健事業推進費等補助金

研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業

## 「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」 概要について

---



一般社団法人  
全国福祉用具専門相談員協会

平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

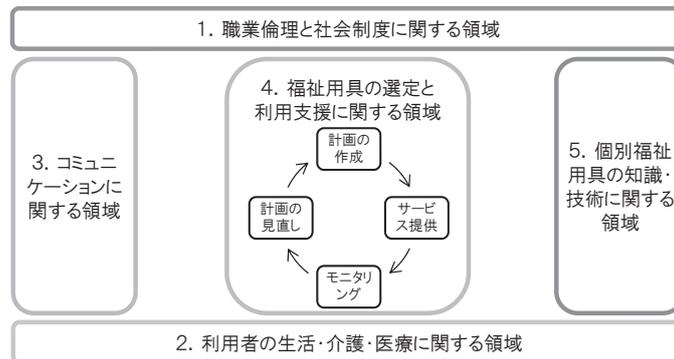
# 1. 福祉用具専門相談員の養成の目標 (1)福祉用具専門相談員に期待される専門性

## 【福祉用具専門相談員に期待される専門性】

- 福祉用具専門相談員は、介護保険制度の担い手として、福祉用具の活用、住環境の整備という観点から自立支援に資するケアマネジメントの実現を支える専門職である。
- 福祉用具専門相談員は、以下のような専門性を有し、継続してそれを高めていくことが期待される。
  - ✓ 利用者の生活の個性性を踏まえ、福祉用具の活用に展開している。
  - ✓ 福祉用具の支援プロセスに沿って、質の高いサービスを提供している。
  - ✓ 多様な福祉用具に精通し、自立支援に資する用具の選定・適合を行っている。
  - ✓ チームケアの一員として、利用者の自立・尊厳を支えている。
  - ✓ 利用者やサービスの関係者と強い信頼関係を構築している。

## 【福祉用具専門相談員が習得すべき知識・技術】

- 福祉用具専門相談員が専門性を発揮するにあたって、必要となる知識・技術は5つの領域に整理される。

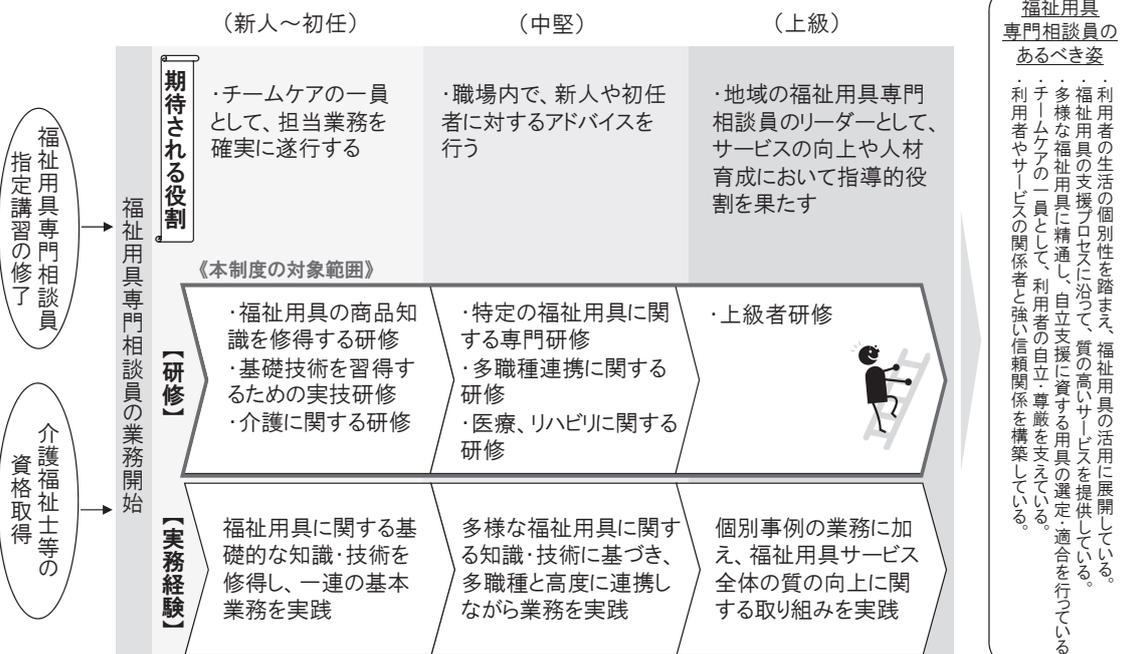


平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

1

# 1. 福祉用具専門相談員の養成の目標 (2)福祉用具専門相談員のキャリアパス

- キャリア形成において、成長段階に応じて期待される役割、その役割に見合う実践力を身に付ける上で必要な実務経験、研修受講の目安は以下の通り。
- 実務経験と研修の両輪をうまく組み合わせ、実践能力につなげることが重要である。



平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

2

## 2. 研修ポイント制度の基本的な考え方 (1)ねらい

### 【背景】

- 要介護状態の高齢者の増加、社会的な介護力の低下、介護ニーズの多様化に伴い、福祉用具サービスの質の向上への期待が高まっている。そのためには福祉用具専門相談員の職業能力開発が鍵となる。
- それぞれの相談員が業務や研修を通じて専門性を習得していくが、上級資格がないため、利用者や家族、介護支援専門員等に対して、実践力を証明しにくい状況にある。
- そこで、福祉用具専門相談員自身に加え、利用者や家族、介護支援専門員等にも理解してもらいながら職業能力開発の仕組みづくりを進める必要がある。

### 【研修ポイント制度のねらい】

- 福祉用具専門相談員としてのキャリアパスやそれに基づく研修体系を発信し、研修に関する情報提供を行うことで、福祉用具専門相談員がスキルアップを行い、専門職としてのキャリアを構築することを支援する。
- 利用者や家族、介護支援専門員等に対して、福祉用具専門相談員の職業能力開発の過程を公表することで、福祉用具専門相談員の専門性に対する理解の促進、信頼感の醸成を図るとともに、サービス選択の判断材料の1つとして活用してもらおう。

平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

3

## 2. 研修ポイント制度の基本的な考え方 (2)コンセプト

- ①職種全体としての資質の向上を目指す
  - 多くの福祉用具専門相談員が参加できる仕組み
- ②専門職としての養成体系を構築する第一歩として、外部研修の受講履歴に着目する
  - 能力評価ではなく、あくまで学習機会という「インプット」の一種類
- ③ポイントへの換算によって多様な研修実施機関の研修を活用する
  - 共通の基準でポイントへの換算を行うことで、多様な研修を認証
- ④研修ポイントを公開し、利用者・家族やケアマネジャーの判断材料として活用してもらおう
  - 公開に耐えうる信頼性が必要

平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

4

### 3. 研修ポイント制度の仕組み (1)参加要件

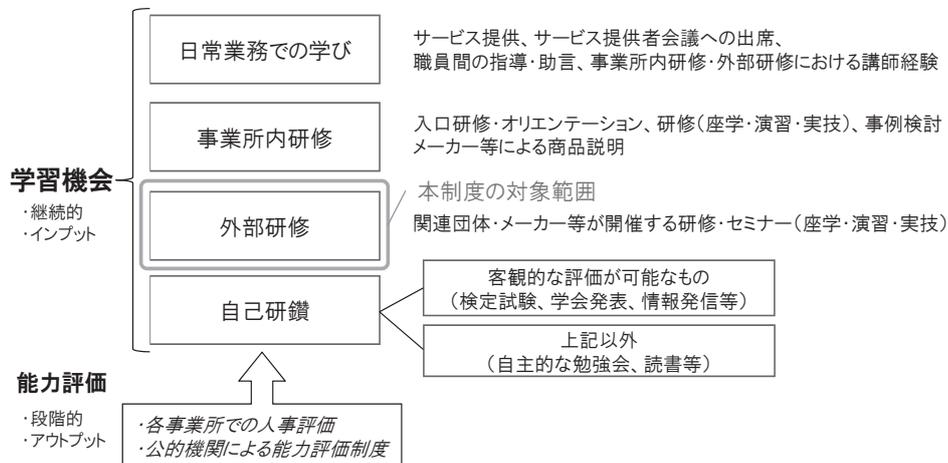
- 福祉用具専門相談員が本制度に参加するには、以下の条件をすべて満たす必要がある。
  - ✓ 介護保険制度上で、福祉用具専門相談員としての資格保持と位置づけられていること
    - 福祉用具専門相談員指定講習を修了した者
    - 以下の資格を保有している者：保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士
    - 以下の養成研修を修了した者：訪問介護員養成研修1・2級課程、介護職員基礎研修課程
  - ✓ 現在、福祉用具専門相談員として業務に従事していること
  - ✓ 本制度のウェブサイトで、「福祉用具専門相談員に関する情報」(氏名、事業所名、研修ポイント実績等)が公表されることに同意すること

平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

5

### 3. 研修ポイント制度の仕組み (2)対象となる研修の範囲

- 研修ポイントの付与の対象となる研修は、以下の要件を満たす必要がある。
  - ✓ 福祉用具専門相談員が学習すべき内容を含んでいること →実施要綱、カリキュラムの整備
  - ✓ 修了の事実が確認できること →修了証等の発行
  - ✓ 受講機会が広く開かれていること →複数の事業所の相談員が参加可能
- 福祉用具専門相談員にとっての学習機会のうち、上記要件を踏まえて、「外部研修」を本制度の対象範囲とする。



平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

6

### 3. 研修ポイント制度の仕組み (3) 研修ポイント制度におけるカリキュラム

#### 【カリキュラムの位置づけ】

- 福祉用具専門相談員に求められる知識・技術を、本制度における「カリキュラム」として示す。
- カリキュラムは5領域、30科目から構成される。また科目毎に到達目標、研修に含むべき事項(例)、参考キーワードが設けられている。
- カリキュラムをもとに、各研修の読み替えを行う。

領域	概要
1 職業倫理と社会制度に関する領域	福祉用具専門相談員としての役割や責任、遵守すべき介護保険法等の制度
2 利用者の生活・介護・医療に関する領域	利用者の心身状態や生活の個別性、それを支える医療介護での福祉用具の活用
3 コミュニケーションに関する領域	利用者・家族との信頼関係の構築や相談援助、他職種との協働関係の構築、同職種への指導・スーパーバイズにあたっての考え方や技能
4 福祉用具の選定と利用支援に関する領域	福祉用具の選定から安全な利用に至るまでのプロセスと、それを遂行するための方法
5 個別福祉用具の知識・技術に関する領域	福祉用具の種類毎の特徴、選定・適合技術、整備・使用方法

#### 【ポイント換算ルール】

- 認証の対象は「科目」とする。
- ポイント換算ルールは以下の通り。
  - ✓ 原則として60分で1ポイントを標準とする。(少数点第1位を四捨五入)
  - ✓ 研修内容が複数の科目に該当する場合は、主な科目2つまでを選択し、ポイントを等分する。
- 原則として、介護保険制度の施行以降に実施された研修を対象とする。

平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

7

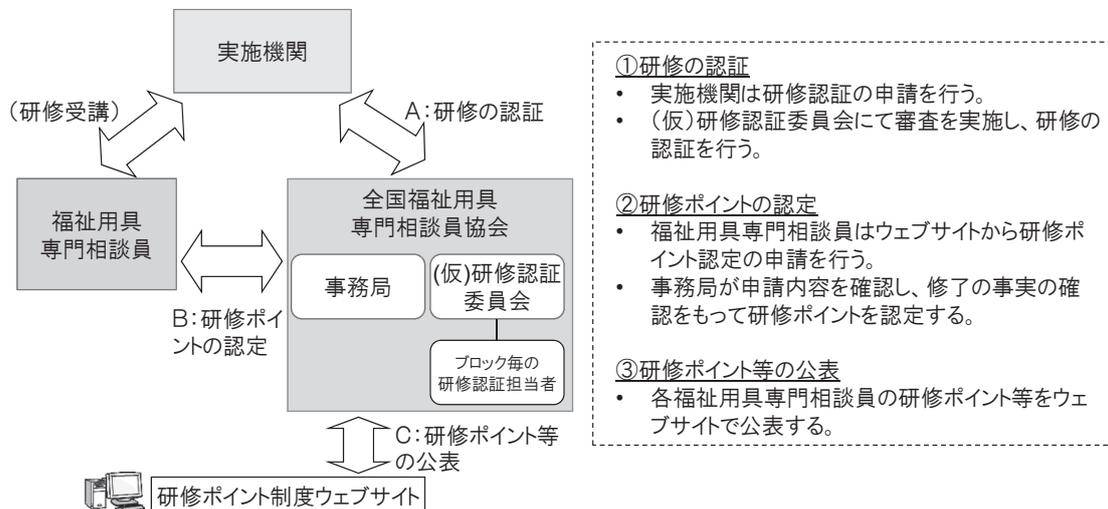
### 3. 研修ポイント制度の仕組み (4) 研修認証、研修ポイント認定の方法

#### 【運営主体】

- 本制度の運営は、全国福祉用具専門相談員協会(以下、ふくせん)が行う。

#### 【認証・認定プロセス】

- (仮)研修認証委員会を設置し、研修の認証を行う。
- ふくせんのブロック(都道府県)毎に研修認証担当者を委嘱し、事務局とともに制度の運営を進める。
- 予め認証を行ってポイント数が確定した研修のみを対象とするため、事務局による修了証の確認をもってポイント認定を行う。



平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

8

## 4. ウェブサイトを活用した申請・管理・表示システム (1)登録・申請システム

### 【登録・申請システム】(右図)

- 福祉用具専門相談員は、プロフィールの登録や修正、研修ポイントの申請をウェブ上で行うことができる。

### 【管理システム】

- 事務局は、福祉用具専門相談員のプロフィール情報、研修ポイントの情報、本制度で認証した研修情報をシステム上で管理する。

### 【表示システム】

- 本制度で管理している、福祉用具専門相談員の登録情報や、認証した研修の情報を表示(公開)する。

**事業所の基本情報**

勤務先名

勤務先名(ふりがな)

勤務先郵便番号  〒 - ※半角数字のみ入力してください。

勤務先都道府県

勤務先住所1(市区町村番地)

勤務先住所2(建物名)

勤務先電話番号  --

勤務先FAX番号  --

勤務先サービス内容  福祉用具レンタル

車いす  車いす付属品  特殊寝台  特殊寝台付属品

床ずれ防止用具  体位変換器  手すり  スロープ  歩行器

歩行補助つえ  認知症老人徘徊感知機器

移動用リフト(吊り具部分除く)  自動排泄処理装置

特定福祉用具販売

腰掛便座  自動排泄処理装置の交換可能部品  入浴補助用具

簡易浴槽  移動用リフトの吊り具部分

特定福祉用具販売  保険外用具販売・レンタル  住宅改修

居宅介護支援  その他の介護サービス

個人情報の取り扱い  個人情報の取り扱いについて個人情報保護に関する事項を確認し、同意しました。

福祉用具専門相談員の研修ポイント制度に参加する。

平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

9

## 4. ウェブサイトを活用した申請・管理・表示システム (2)表示システム ①トップページ

ふくせん 専門性の高い福祉用具専門相談員が見つかるサイト お問い合わせ サイトマップ 文字サイズ 標準 拡大

真の専門職を育成し、質の高いサービス提供の  
環境づくりを目指して

# 福祉用具専門相談員の 研修ポイント制度

福祉用具選びのプロである福祉用具専門相談員を紹介するサイトです。各相談員の研修受講状況や担当地域を知ることができます。

HOME
研修ポイント制度とは？
ポイント対象研修のご案内
福祉用具専門相談員を探す
ふくせん

**What's New** 事務局からのお知らせ お知らせ一覧

2013年 3月 5日 会員登録 <New> 指定研修のポイント申請方法を解説します。

2013年 2月 26日 研修情報 <New> 「福祉用具供給事業者現任研修」を追加しました。

2013年 2月 22日 研修情報 「リフトリーダー養成研修」開催日・会場を更新しました。

2013年 2月 20日 お知らせ 登録者向けメールマガジンの配信を開始しました。

2013年 2月 20日 研修情報 「リフトリーダー養成研修」を追加しました。

福祉用具専門相談員  
新規登録  
研修ポイント制度への  
参加はこちら

福祉用具専門相談員  
ログイン(マイページ)  
ポイントの申請はこちら

▶ ページの先頭へ戻る

福祉用具専門相談員の研修ポイント制度 ▶ 全国福祉用具専門相談員協会

平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

10

#### 4. ウェブサイトを活用した申請・管理・表示システム (2)表示システム ②相談員の情報

##### 福祉用具専門相談員の情報

マイページTOP > 〇〇さんの基本情報

基本情報を見る
詳細情報を見る
研修ポイントを見る



所属ID: 000000  
氏名: 〇〇 〇〇  
性別: 男性  
総合ポイント: 109.5pt  
総合順位: 23位 (83人中)  
都道府県順位: 2位 (5人中)

基本情報を見る  
詳細情報を見る  
研修ポイントを見る

このページを印刷する

総合ポイント  
**109.5pt**  
/MAX 408pt

総合順位  
**23位**  
/83人中

都道府県順位  
**2位**  
/5人中

勤務先名:

勤務先電話番号:  勤務先FAX番号:

住所:

業務所のサービス内容

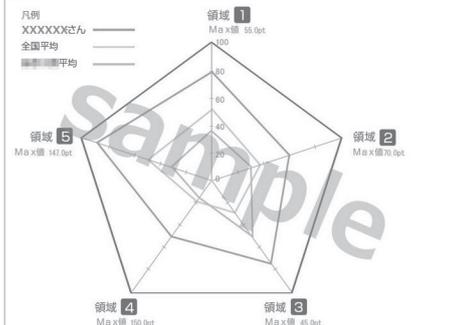
福祉用具レンタル  
車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行補助杖 認知症老人徘徊防止機器 移動用リフト (折り畳み型) 自転車用補助装置

福祉用具販売  
器具修繕 自動昇降設備設置の交換可能部品 入浴補助用具 簡易浴槽 移動用リフトの折り畳み型 福祉用具販売

保険外用具販売・レンタル 住宅改修

##### 取得ポイントリーダーチャート

凡例: XXXXXXさん (Max値 100), 全国平均 (Max値 100), 都道府県平均 (Max値 100)



各領域ごとの合計ポイント (全国、都道府県別平均)

領域	取得ポイント (Maxポイント)	全国平均	都道府県平均
領域 1	15.8pt (64.8pt)	10.2pt	9.3pt
領域 2	24pt (96pt)	14.4pt	14.4pt
領域 3	5.5pt (22pt)	3.1pt	2.9pt
領域 4	28.7pt (114.8pt)	15.5pt	18.1pt
領域 5	35.5pt (142pt)	37.8pt	31.5pt

平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

11

#### 4. ウェブサイトを活用した申請・管理・表示システム (2)表示システム ③研修一覧

##### ポイント対象研修のご案内 (研修一覧)

ポイント対象研修のご案内 (研修一覧)

研修名	実施主体名	領域 1	領域 2	領域 3	領域 4	領域 5	合計
福祉用具供給事業者現任研修	シルバーサービス振興会	19.0	10.0	4.0	12.0	0.0	45.0
福祉用具選定士 A 研修	日本福祉用具供給協会	0.0	0.0	0.0	0.0	18.0	18.0
福祉用具選定士 B 研修	日本福祉用具供給協会	0.0	0.0	0.0	0.0	9.0	9.0
可搬型階段昇降機安全指導員講習 基礎講習	テクノエイド協会	0.8	0.0	0.0	1.7	1.0	3.5
リフトリーダー養成研修	テクノエイド協会	1.5	1.5	0.0	0.0	8.0	11.0
福祉用具プランナー研修	テクノエイド協会	15.0	24.0	4.5	21.0	34.5	99.0
福祉用具プランナー管理指導者養成研修 (従事者研修)	テクノエイド協会	28.5	18.0	27.0	52.5	76.5	202.5
福祉用具プランナー管理指導者養成研修 (大学院研修)	テクノエイド協会	45.0	48.0	28.5	81.1	112.7	315.3
個別援助計画の普及研修リーダー養成研修	全国福祉用具専門相談員協会	0.0	0.0	1.0	6.0	0.0	7.0
地域におけるケアマネジャーと福祉用具専門相談員合同研修	全国福祉用具専門相談員協会	0.5	0.0	0.0	3.5	0.0	4.0
訪問介護員と福祉用具専門相談員の連携研修	全国福祉用具専門相談員協会	0.0	0.0	0.0	6.0	0.0	6.0

※研修は「認定日」の新しい順に並んでいます。  
 ※各研修の詳細は研修名をクリックしてください。  
 ※各領域の配点単位は pt です。(原則 60 分に対して 1.0pt を付与しています。)

認定日

このページを印刷する

【領域名称】  
 領域 1: 職業倫理と社会制度に関する領域  
 領域 2: 利用者の生活と医療介護に関する領域  
 領域 3: コミュニケーションに関する領域  
 領域 4: 福祉用具の選定と利用支援に関する領域  
 領域 5: 個別福祉用具の知識・技術に関する領域

平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

12

#### 4. ウェブサイトを活用した申請・管理・表示システム (2)表示システム ④検索ページ

○ 福祉用具専門相談員を探す

福祉用具専門相談員を探す

福祉用具専門相談員の基本情報で探す

氏名 姓:  名:

性別  男性  女性  問わない

実務経験年数  年以上

保有資格

介護福祉士  義肢装具士  保健師  看護師  准看護師

理学療法士  作業療法士  社会福祉士

介護職員基礎研修課程修了  ホームヘルパー1級修了

ホームヘルパー2級修了  福祉用具選定士

福祉用具プランナー  福祉用具プランナー管理指導者

可搬型階段昇降機安全指導員  リフトリーダー

得意分野

起居関連用具 (ベッド等)  移乗関連用具 (リフト等)

移動関連用具 (車いす等)  入浴関連用具  食事・更衣・整容関連用具

コミュニケーション・社会参加関連用具  その他の福祉用具

住宅改修

検索

平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

13

#### 5. モデル実証の結果 ①ポイント認定結果

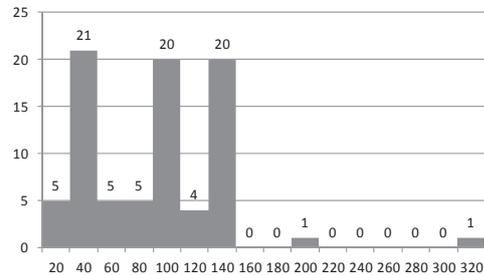
##### 【ポイントを申請した82名の認定結果】

- 82名の研修ポイントの平均は81.0pt
- ポイント取得数と福祉用具専門相談員の属性(性別、事業所の所在地、業務経験年数)の間には相関は見られなかった。

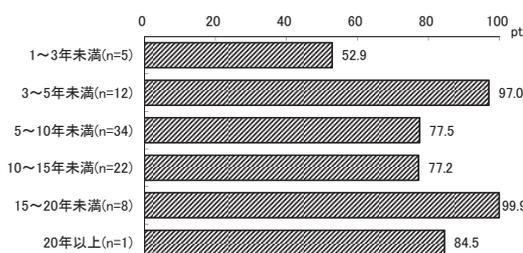
図表 ポイント認定を受けた82名の研修ポイント取得数  
記述統計

人数	最小値	最大値	平均値
82	3.5pt	316.0pt	81.0pt

図表 ポイント認定を受けた82名の研修ポイント取得数  
ヒストグラム



図表 研修ポイント取得数の平均値(業務経験年数毎)



平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

14

## 5. モデル実証の結果 ②参加した福祉用具専門相談員のアンケート調査結果

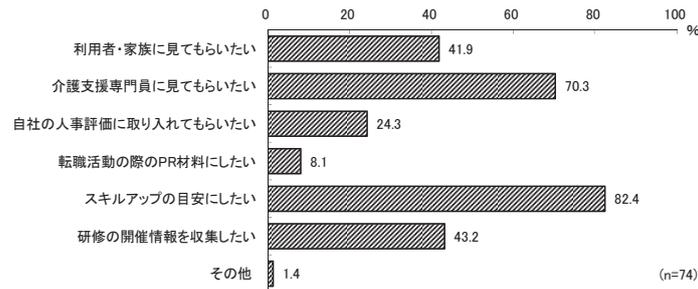
### 【登録・表示画面の使い勝手・レイアウトに対する評価】

- 各画面の使い勝手・レイアウトについては、回答者の8～9割から「良い」という評価を得られた。
- 「ポイント申請画面」の使い勝手と、「研修ポイント画面」のレイアウトは、回答者の7割から「良い」という評価を得られた一方、「あまり良くない」という指摘も約2割あった。(修了証の添付の負担軽減、レーダーチャートの色など)

### 【研修ポイント制度の活用方法】

- 「スキルアップの目安にしたい」や「介護支援専門員に見てもらいたい」が上位に挙がった。

図表 今後、研修ポイント制度をどのように活用したいか



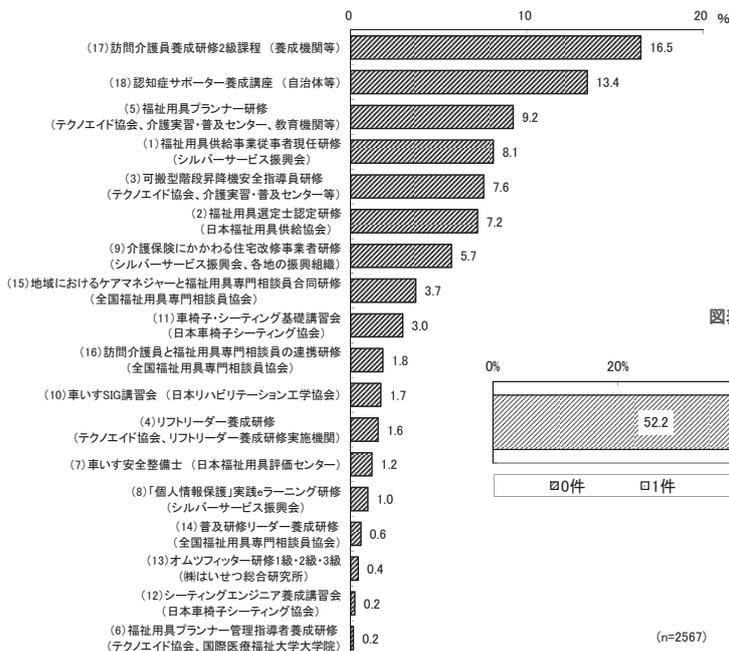
平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

15

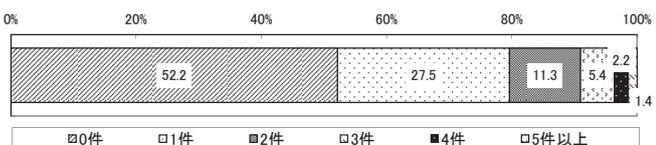
## 【参考】外部研修の参加状況

- アンケートに回答した福祉用具専門相談員2567名について、18件の外部研修の平均参加件数は1.8件。

図表 外部研修の受講状況



図表 外部研修の受講数



平成24年度老人保健健康増進等事業「研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業」

16

---

※本調査研究は、平成24年度老人保健健康増進等事業として実施したものです。

平成24年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業  
研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と  
福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業  
報告書(概要版)

平成25年3月  
一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会  
〒108-0074 東京都港区高輪3-19-20 高輪OSビル9F  
TEL: 03-3443-0011 FAX:03-3443-8800



# 「福祉用具専門相談員の 研修ポイント制度」の概要

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」は、研修の受講実績に応じて、個人にポイントを付与し、これを管理・公表することで、福祉用具専門相談員のスキルアップを支援すると共に、利用者やケアマネジャーがサービスを選択する際の判断材料として活用するものです<sup>(注1)</sup>。本会では、平成24年度の研究結果を踏まえ、平成25年度から実際の制度をスタートさせます。なお、今後の検討によって内容は変更になることもあります。詳細は本会ホームページでご確認下さい。

## 1 制度の目的

- ①福祉用具専門相談員がスキルを習得していく過程のうち、研修を受講した実績をポイントに換算して公表し、利用者や介護支援専門員等に、サービス選択の判断材料の一つとして活用していただきます。
- ②福祉用具専門相談員としてのキャリアパスと、それに基づく研修体系を提示することで、福祉用具専門相談員がスキルアップを図り、専門職としてのキャリアを形成することを支援します。

## 2 福祉用具専門相談員のあるべき姿

福祉用具専門相談員は、介護保険制度の担い手として、福祉用具の活用、住環境の整備という観点から、自立支援に資するケアマネジメントの実現を支える専門職です。本会では、検討委員会<sup>(注2)</sup>の議論を踏まえ、このような専門職として、以下のように「福祉用具専門相談員のあるべき姿」を示します。

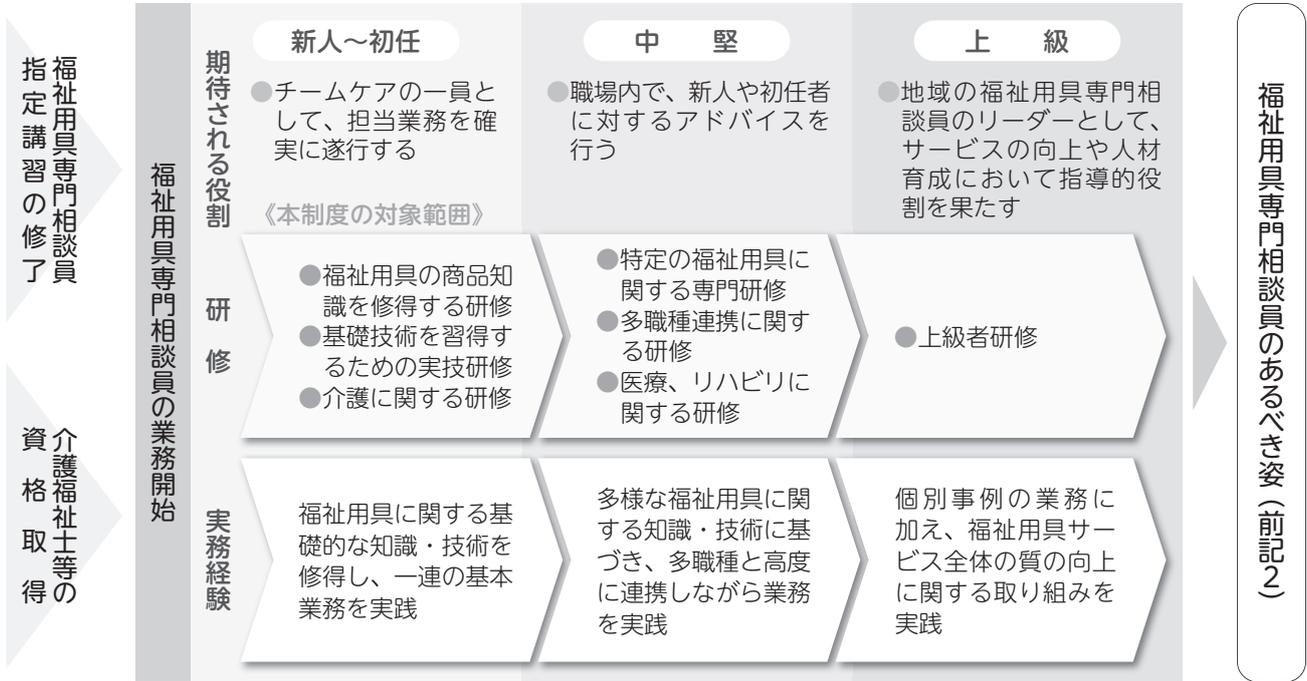
### 福祉用具専門相談員のあるべき姿

- 多様な福祉用具に精通し、自立支援に資する福祉用具を選定・適合することができる
- 利用者の生活の個別性を踏まえ、福祉用具を選定・活用できる
- 利用者やサービスの関係者と、強い信頼関係を構築できる
- 福祉用具の支援プロセスに沿って、質の高いサービスを提供できる
- チームケアの一員として、利用者の自立・尊厳を支えることができる

(注2) 研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力の開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究委員会

### 3 福祉用具専門相談員のキャリアパス (イメージ)

キャリア形成において、成長段階に応じて期待される役割、その役割に見合う実践力を習得する上で必要な実務経験、研修受講実績の目安は以下の通りです。実務経験と研修の両輪をうまく組み合わせて、実践能力を高めることが重要です。



### 4 認定のプロセス

本制度で認証されている研修を受講し、事務局に申請すると、審査のうえ、ウェブサイトのポイントが反映されます。

#### 制度の流れ

##### ①研修の認証

「研修認証委員会」で審査・認証された研修は、ポイント付与の対象となります。

- ・ 研修実施機関による申請
- ・ 研修認証委員会による審査・認証

##### ②研修ポイントの認定

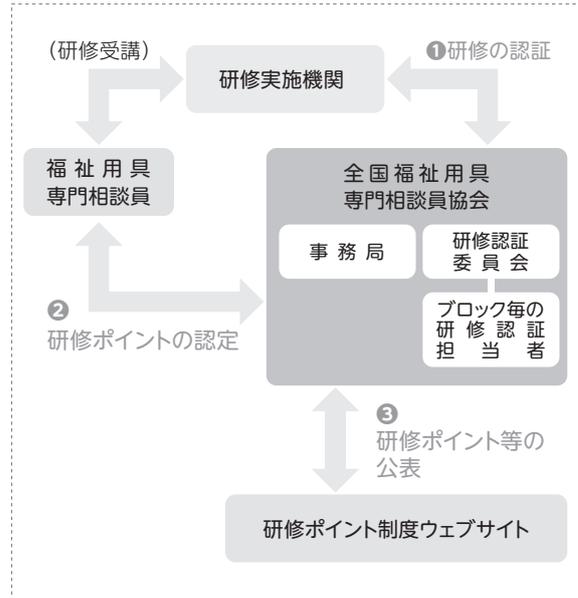
本制度に参加している福祉用具専門相談員は、①で認証された研修を受講したら、ポイントの申請を行うことができます。

- ・ 福祉用具専門相談員は、ウェブサイトからポイントを申請
- ・ 事務局による確認・認定

##### ③研修ポイント等の公表 (後記6)

個人の取得ポイント等をウェブサイトで公表します。

図：認定プロセスのイメージ



## 5 対象となる研修とカリキュラム

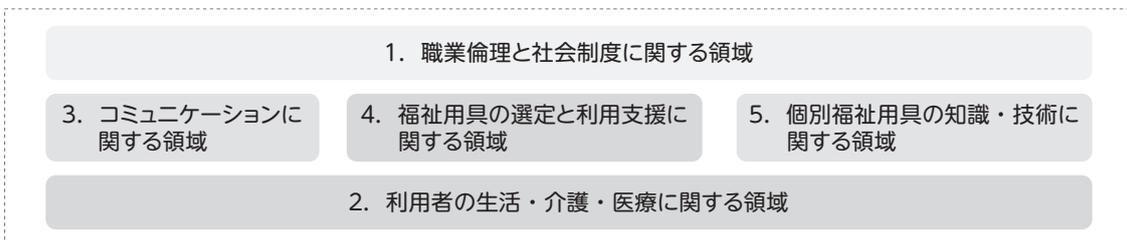
### (1) 対象となる研修

- 本制度で定める「研修ポイント制度におけるカリキュラム」の科目毎に設定された到達目標、内容を満たすこと
- 客観的に評価できる一定の要件を満たしていること

### (2) カリキュラムの位置づけ

- 福祉用具専門相談員に求められる知識・技術を、「研修ポイント制度におけるカリキュラム」として表示しています。
- カリキュラムは、領域（下図参照）、科目、到達目標、研修に含むべき事項（例）、参考キーワードで構成しています。
- 福祉用具専門相談員には、本制度で認証された研修を組み合わせ、様々な科目を修得していくことを推奨しています。

図：領域（福祉用具専門相談員に求められる知識・技術）



### (3) ポイントの換算ルール

- 対象となる研修の「科目」を、上記の「研修ポイント制度におけるカリキュラム」に沿って読み替えます。
- ポイントは、各「科目」に対して付与します。
- 原則として、60分に対し、1ポイントを付与します。（小数点第1位四捨五入）

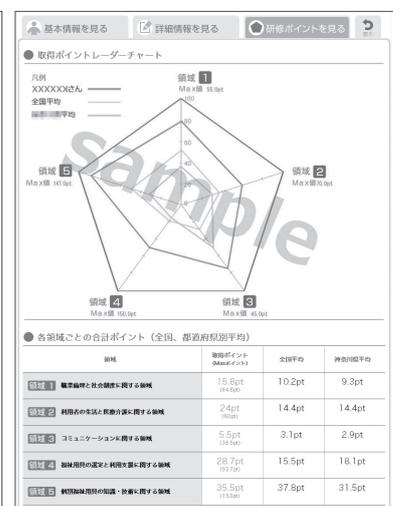
## 6 ウェブサイトを活用した表示システム（イメージ）

本制度で管理している相談員の登録情報や、認証した研修の情報を表示（公開）します。

### ①トップページ

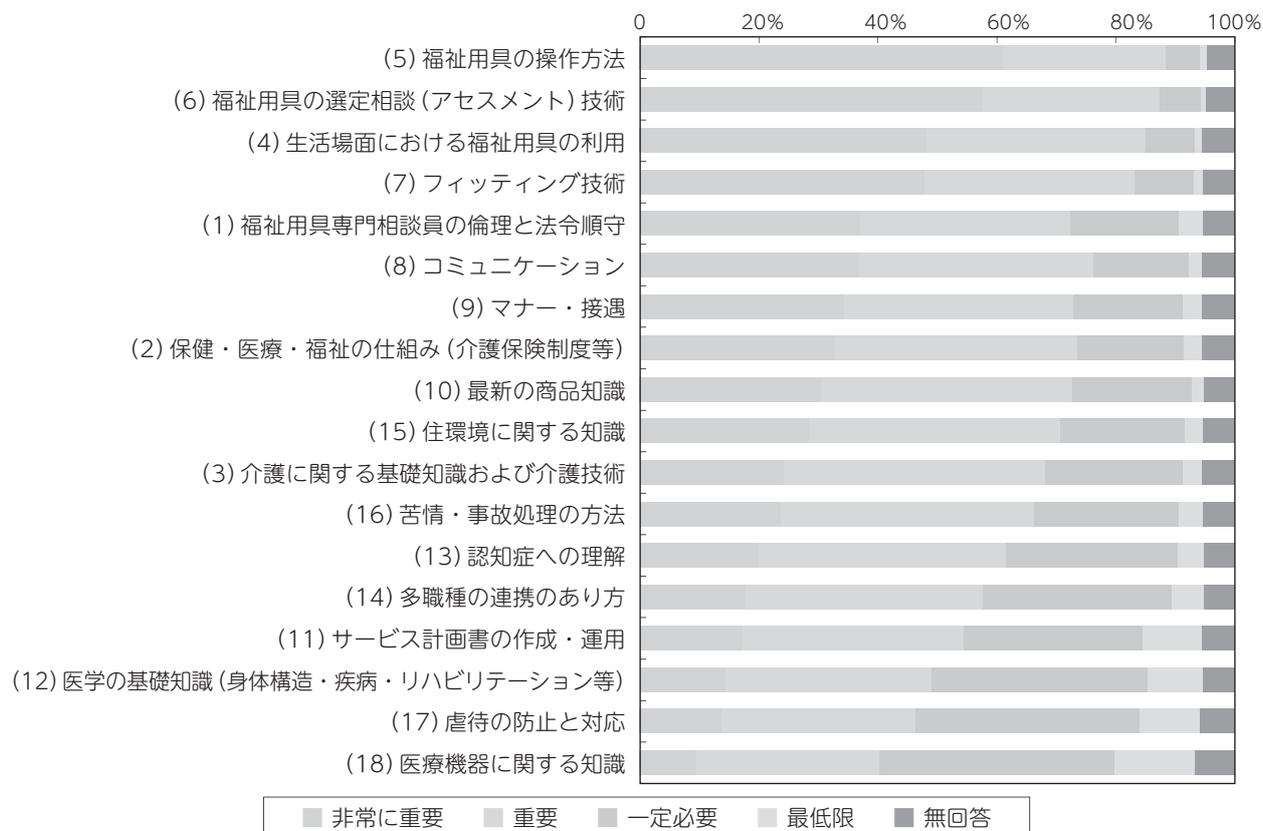


### ②相談員の情報



### 【参考】福祉用具専門相談員から見た知識・技術の重要度評価

福祉用具専門相談員が業務を行う上で必要な知識・技術のうち、相談員自身が「非常に重要」と感じている割合が大きかった回答は、「福祉用具の操作方法」(61.0%)、「福祉用具の選定相談（アセスメント）技術」(57.7%)、「生活場面における福祉用具の利用」(48.3%)、「フィッティング技術」(48.0%)といったものだった。



調査結果はホームページでも紹介しています。

### 研修ポイント制度による福祉用具専門相談員の職業能力開発と福祉用具サービスの質の向上に関する調査研究事業

【委員会名簿】	市川 冽	福祉技術研究所株式会社 代表取締役	東内 京一	埼玉県和光市保健福祉部部長
	川瀬 健介	福祉住環境コーディネーター協会 専務理事	花房 勇輔	ラックヘルスケア株式会社 取締役社長
	久留 善武	一般社団法人シルバーサービス振興会 総務部長	本村 光節	公益財団法人テクノエイド協会 常務理事
	佐藤 大介	サトウ株式会社 代表取締役社長	吉井 智晴	公益社団法人日本理学療法士協会 理事
	◎白澤 政和	桜美林大学大学院老年学研究科 教授	渡邊 慎一	一般社団法人神奈川県作業療法士会 会長
	助川末枝保	一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長		

オブザーバー	宮永 敬市	厚生労働省老健局振興課 福祉用具・住宅改修指導官 介護支援専門官	山下 一平	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事長
--------	-------	-------------------------------------	-------	-------------------------

【作業部会名簿】	竹崎 修一	株式会社ヤマシタコーポレーション	湯脇 稔	株式会社カクイックス ウイング
	田中 裕介	株式会社エイゼット	◎渡邊 慎一	一般社団法人神奈川県作業療法士会 会長
	松浦 尚久	株式会社フジヤマサービス		

【事業協力】 株式会社日本総合研究所、小宮山印刷株式会社

※五十音順、敬称略 ◎は委員長、○は部長

連絡先

**一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会**

〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-20 高輪OSビル9階

**TEL 03-3443-0011 FAX 03-3443-8800**

<http://www.zfssk.com/>

